厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

令和７年度　総括研究報告書

火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定方法の確立のための研究

（25CA2004）

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

喜多村 悦史

令和８年３月

研究委員会

代表研究者	喜多村　悦史	前東京福祉大学副学長
分担研究者	横田　勇	静岡県立大学名誉教授
研究協力者	山本　源一	厚木市斎場マネージャー
研究協力者	矢野　浩樹	箕面市立聖苑館長：総括火葬技術管理士
研究協力者	槙　孝悦	株式会社槙コンサルタントオフィス代表取締役

事務局

	奥村　明雄	特定非営利活動法人日本環境斎苑協会　理事長
	兼松　博史	特定非営利活動法人日本環境斎苑協会　事務局長
	森山　裕司	特定非営利活動法人日本環境斎苑協会　主任研究員

第１回　研究委員会　　令和７年７月４日　　１０時～１２時１０分

政令市・中核市アンケート調査及び全国火葬場アンケート調査について、調査内容と実施実施時期等について打合せ

第２回　研究委員会　　令和７年１１月１７日　　１０時～１２時５分：WEB 会議

政令市・中核市のアンケート調査について報告、及び火葬場ヒアリングについての実施方法及び調査内容について打合せ

第３回　研究委員会　　令和８年２月１０日　　１４時～１６時１０分：WEB 会議

火葬場ヒアリング調査内容について報告：大阪市　吹田市等７件

「大型・高度化する火葬場の技術と需給」についての報告

第４回　研究委員会　　令和８年３月１０日　　１３時～１６時

火葬場ヒアリング調査内容報告３件及び全国火葬場アンケート調査について報告

報告書の内容について打合せ

要旨

本研究は、全国自治体における火葬場使用料の実態と、その背後にある費用構造、料金設定の考え方、将来の運営課題を把握し、持続可能な火葬場行政の制度基盤を検討することを目的として実施したものである。火葬場は、死亡に際して必ず利用される基礎的な行政サービスであり、その提供の停止が社会的に許容されない一方、設置・運営の形態、料金水準、財政負担のあり方は自治体ごとに異なっている。

調査は、全国火葬場に対する設備整備・維持管理等のアンケート調査、政令市及び中核市を対象とした使用料等に関するアンケート調査、自治体公式ホームページからの行政文書検索等による補完調査、ヒアリング調査、公開財務資料の整理・分析を組み合わせて実施した。これにより、区域内外料金の分布、火葬使用料の動向、料金改定履歴、料金算定指針の有無、費用増減要因の認識、長期運営計画の有無等を横断的に整理した。

調査の結果、第一に、火葬場使用料は無料から高額設定まで大きな幅があり、区域内外料金差も含めて全国的な統一性が認められなかった。第二に、多くの自治体では料金が歴史的経緯や近隣均衡を踏まえて設定されており、減価償却費、設備更新費、人件費上昇等を継続的に反映する仕組みは十分に確立していなかった。第三に、料金改定は、住民感情、財務当局の理解、議会の理解等種々のハードルがあり、又その背景として、費用積み上げを支える財務情報が十分整備されていないことがあると思われる。

さらに、火葬場は平常時の利用件数を超えて余力を用意しておく施設として、固定費のウエイトの高いインフラ施設として、需要ピーク時への対応、災害時対応、設備の常時稼働可能性の維持、技能職員の確保等、様々な上乗せコストを伴う。今後は、設備の大型化・高度化、環境対策の強化、設備更新周期の到来、委託費や人件費の上昇等もコストに影響する。

以上を踏まえ、本研究では、火葬場使用料の問題を値上げ・値下げの問題のみならず、制度設計と財務基盤整備の問題として捉える必要があると結論づけた。そのうえで、財務情報

基盤の整備、定期的な財政検証及びこれを踏まえた見直し、国及び都道府県による技術的支援体制の強化、自治体による設備更新と財源構成を見通した長期運営計画の策定を、持続可能性確保に向けた基本方向として提示した。

キーワード：火葬場使用料、受益者負担、固定費型インフラ、原価構造、長期運営計画、制度基盤整備

目次

要旨
第 1 章　研究の背景と問題意識…… 1
1-1 背景　…… 1
1-2 問題意識…… 3
1-3 研究目的…… 3
第 2 章　調査方法とデータの性質…… 4
はじめに…… 4
2-1 全国火葬場へのアンケート調査（火葬場設備整備・維持管理等の実態調査）… 4
2-2 政令市及び中核市へのアンケート調査…… 5
2-3 アンケート調査を踏まえた補足調査…… 5
2-4 ヒアリング調査…… 6
2-5 データの性質と限界…… 6
第 3 章　火葬場使用料の実態分析…… 7
はじめに…… 7
3-1 使用料水準の全体分布…… 8
3-2 管内・管外料金の差…… 9
3-3 火葬使用料なしの自治体が約 2 割…… 9
3-4 料金政策類型……10
3-5 料金改定の実態……11
3-6 ヒアリング・自由記述にみる制度上の課題……11
3-7 小括……11
第 4 章　料金設定の実態と自治体の考え方……14
はじめに……14
4-1 火葬使用料の金額設定の実務的背景……15
4-2 原価説明の困難性……15
4-3 議会対応と住民感情……16
4-4 現場における課題認識……17
4-5 小括……17
第 5 章　火葬場の原価構造と将来費用……18
5-1 火葬場費用の全体像……18
5-2 固定費構造の特殊性……19
5-3 設備更新費と減価償却……19

5-4 人件費と技能コスト……20
5-5 将来の費用増加要因……21
5-6 原価と料金が連動しない理由……21
5-7 小括……22
第 6 章　収益確保策と事業モデル転換……23
第 7 章　制度整備と政策方向……25
7-1 問題の本質の整理……25
7-2 財務情報基盤の整備……25
7-3 利用者負担を軽減するための自治体の一般財源負担について……25
7-4 国及び都道府県の役割……26
7-5 事業視点の導入……26
7-6 長期運営計画の策定……26
7-7 火葬場を基盤とする葬送サービス標準モデルの可能性（案）……26
7-8 結論……27

調査資料編（本文中では調査①という表記とする）

① 全国火葬場アンケート調査結果報告及びアンケート票……30
② 政令市・中核市アンケート調査結果報告及びアンケート票……136
③ 人口 7 万人以上都市の火葬使用料実態調査結果……164
④ 中核市等平成 18 年・令和 7 年火葬使用料比較調査 ……180
⑤ ヒアリング調査結果報告……182
⑥ 公共施設（火葬場）における受益者負担率に関する調査報告……188
⑦ 公共施設（火葬場）における公会計の報告事例調査……197
⑧ 公共施設（火葬場）整備計画等の調査……203
⑨ 全市町村火葬使用料調査（4 県の事例）……205

参考文献編

① 行政通知……206
② 参考文献一覧……212

第 1 章　研究の背景と問題意識

1-1 背景

日本においては遺体のほぼ全数が（99.98%）が火葬されている。法的には、火葬のほかに土葬も許容されているが、ほとんどの地域で火葬が行われている。土葬実施区域として 2010 年頃まで土葬が主流であった奈良県の奈良市東部地域の集落の例等が知られるが、そこでも土葬は近年急速になくなりつつある。また 2011 年の東日本大震災において、次々に発見される津波被害遺体を仮埋葬という形で埋葬したが、お骨がないと葬儀ができないとの遺族の訴えで、埋葬した遺体を掘り起こし、東京等の火葬場に余力があった区域に搬送して火葬した事実がある。

わが国では、これからしばらくの間、死亡者数の急激な増加が予測されている中、火葬場の不足による火葬遅延は許されない。

同時に、故人を見送る親族、遺族としては、火葬にかかる費用は必須のものであることから、その料金は納得性のある合理的なものでなければならない。火葬場は公共的な施設で、上下水道や医療の提供体制と同様に位置づけられる社会基盤施設として、計画的かつ安定的な運営が求められるのである。

さて、その火葬場の提供体制であるが、その多くは市町村が整備運営しているのであるが、実際の運営においては、指定管理形態を含む民間企業への委託が多数になってきている。ただし人口規模が大きくない自治体を中心に、複数自治体が合同で設置運営する一部事務組合方式のものが多数見られる。そしてその場合でも指定管理方式を含む運営や経営の委託が多数になってきている。(調査①)

また自らは火葬場を設置せず、近隣自治体と契約し、住民に代わって料金の一部を負担することで、住民の火葬機会を確保しているところもある。

このほかに株式会社が開設運営する民営の火葬場が見られる。しかしながら横浜市や大阪市等民営火葬場の撤退が相次いでおり、東京都 23 区のほかにはほぼ限定された区域でのみ運営されている。

ここで火葬にかかる法規制を整理しておこう。根拠である墓地埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」と略称する。）は、第 1 条で、公衆衛生上の観点のみならず、国民の一般的な葬儀感情（法文では「宗教的感情」）のほか、公共の福祉の見地から支障なく、火葬等が行われることを目的とする旨規定している。

その具体的措置として、火葬を行うためには、市町村長の許可を得なければならないとされている。市長村長は戸籍や住民票の管理を行っていることから、火葬許可申請は死亡届と同時に行われているようである。

一方、火葬処理を行う火葬場は都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可制になっている。法制上許可申請者の法人格等に限定はないが、行政官庁（厚労省）が、火葬場の設置・運営主体についての原則を地方自治体に示している。

他の状況変化として、葬儀の簡素化が挙げられる。故人を見送る儀式である葬儀は、古来より濃密な人的関係を有する者によって執り行われてきたが、かつては大規模かつ華美な形式をとる時代も存在した。しかし現在では、葬儀の実質化および簡素化が急速に進行している。

「家族葬」「一日葬」「直葬」等と呼ばれているようである。いわゆる通夜や葬礼と称されるものも火葬場付設の集会所等を用いて行うことで、遺体を何度も搬送し、会葬者がその都度移動する煩雑さを避けることになる。

具体的には、遺体を前にしての葬送はごくごく身近な気心知れた者で執り行い、故人と幅広い交友関係の人々とは後日「お別れ会」といった式典や会食機会を設けるものである。

そしてもう一点、火葬場を取り巻く状況変化は、火葬技術の高度化である。いわゆる迷惑施設の扱いから脱却するための関係者の努力等である。これは敷地の広大化や緑地化、建築物の意匠工夫等をはじめ、施設整備費の高騰につながる。火葬場整備費は今後も傾向的に高額になって行くことは避けられず、火葬場運営費を検討する際の必須考慮事項である。

さて今回様々な手法を用いて、各地の火葬場の運営状況の資料を求め、解析を行った。そしてそれらを基に火葬使用料について分析を試みた。その結果であるが、料金の設定や改定がどのような科学的根拠に基づき、合理的に行われているかについて、納得できる材料を得ることはできなかった。

まず料金設定における標準的な考えといったものが見られない。火葬場のほとんどの設置主体は市町村（または一部事務組合）であるため、料金は市町村の条例によって定められる。議会の賛同を得るには合理的な根拠が必要であると考えられるところ、そうした提案における共通的な論拠はなかった。これは市町村の担当者も認めるところであり、アンケートやヒアリングによっても、標準的な考えがあれば知りたいというものが目立った。

墓埋法制定当時の火葬率は低く、火葬方式も前近代的ないわゆる野焼き的なものを含め、地域性が極めて大きかったことは想像に難くない。そうした状況では料金の地域的差異も問題にならないであろう。また葬儀が大がかりな時期においては、そのうちに占める火葬使用料のウエイトは大きくなく、料金問題は目につかないものであったかもしれない。しかし状況は大きく変化している。そして現実の火葬使用料は、下は 2,000 円から上は 50,000 円と 20 倍以上の差異がある。加えて火葬使用料をまったく徴収しない無料のところもある。（調査③）こうした状況についての整合性ある説明がされているとは言えないのではないだろうか。透明性、説明責任は昨今の行政に求められる必須事項である。自治体が設置運営する公共施設においても例外ではない。先般来、総務省では各自治体が有する各種公共施設をマネジメントの対象として、公共施設等総合管理計画などの策定や統一的な基準による地方公会計の運用等等を求めている。しかしながら、今回調査では、火葬場において統一的な基準による地方公会計の取組は十分徹底されているとは言えない状況である。ヒアリング調査中、担当者から火葬場は特別だからという説明を受けることが多かった。たしかに火葬場には他の公共施設とは異なる特殊性がある。しかしながらそれはマネジメント不要の

根拠にはならない。社会に欠かせない施設であればこそ、永続的な健全運営が必要なのである。火葬場の特殊性を見極め、それにふさわしいマネジメント方法を確立していかなければならない。

1-2 問題意識

公共施設として位置づけられている公営火葬場は総務省の通知等により、各自治体で公共施設マネジメントの対象として公共施設等総合管理計画等の策定や統一的な地方公会計の適用、また行政改革の一環で作成されている受益者負担基準等の対象になっている。
しかし、火葬場への浸透の実態は定かではない。

歴史的経緯や住民感情、議会判断等が複合的に作用する中で料金が形成されてきた結果、使用料と実際の費用構造との関係が明確でない事例が多いと考えられる。

火葬場使用料の議論は、しばしば「値上げの是非」という論点に収れんしがちである。しかし本質的には、火葬事業の費用構造が可視化されていないこと、将来更新費用を見通した制度設計が十分でないことが根底にある。
すなわち、問題は料金水準の高低ではなく、

- 費用（原価）構造の把握不足
- 財務基盤の未整備
- 改定プロセスの制度化不足

という制度基盤の問題である。

本研究では、この構造をアンケート調査、ヒアリング調査、各自治体公式ホームページからの行政資料検索等により火葬使用料等の実態把握を行い、火葬場行政の持続可能性確保に向けた基礎資料を提示する。

1-3 研究目的

本研究の目的は以下の三点である。

1. 全国自治体における火葬場使用料の実態を把握すること
2. 料金設定の考え方と費用構造の関係を整理すること
3. 持続可能な制度基盤整備に向けた政策方向を示すこと

これは、実態把握が進むにあたり火葬使用料の設定を単なる原価計算の問題として捉えるのではなく、火葬需要、施設能力、広域利用及び火葬サービスの質向上等との関係の中で整理し、火葬場の持続可能な運営構造を明らかにすることが本質的な問題であるという認識を共有し、持続可能な制度基盤整備に向けた政策方向を示すことである。

第２章　調査方法とデータの性質

はじめに

本研究は、火葬に関する制度、技術、運営実務、自治体行政、医療経営管理の各分野の専門家で構成する研究体制のもとで実施した。学識経験者だけでなく、実務に携わる関係者も参画し、現場の実態を踏まえた検討を行った。

調査方法は、次のような段階的な構成としている。

⑴　これまでに実施された調査や既存資料の整理・分析を行った。

⑵　次に、従来から経年的に行っている全国約 1,400 か所の火葬場を対象とする施設機能アンケート調査により、火葬場の変化を把握した。

⑶　加えて指定都市や中核市に限定して、使用料の設定状況、改定の有無、運営上の課題等を把握するためのアンケート調査により、火葬料等設定の現状把握を行った。

⑷　火葬場のみを運営している事務組合の財務データをインターネット等で入手して分析した。

⑸　さらに重点的な調査対象としてアンケート回答自治体等から任意選定した自治体へのヒアリング調査により、料金改定や運営に関する実務上の課題を整理した。

⑹　そのほかにもアンケート回答で不明な点について直接電話紹介し、あるいは当該自治体の公式ホームページを検索して状況把握に努めた。

これらの結果を総合し、料金設定の考え方と費用構造の関係のみならず、火葬場の経営課題を分析している。このように複層的な調査を組み合わせることで、極力客観的で整合性ある情報収集に努めた。

その結果であるが、火葬場に焦点を当てた統一的な基準による地方公会計を採用している自治体はわずかであった。また採用している自治体においても、会計処理方法や費目の区分での統一性は見いだせなかった。したがって各自治体の会計書類をベースに火葬場の運営問題や料金の基準を議論することはできないことが判明した。

本研究は個別施設の厳密な原価算定を目的とするものではなく、制度全体の構造や傾向を把握するための実態整理（ケーススタディー)、いわゆる質的分析である。

2-1 全国火葬場へのアンケート調査（火葬場設備整備・維持管理等の実態調査）

本調査（調査①）は、研究者が所属する団体により定期的（おおむね 5 年ごと）に実施されているアンケート調査であり、稼働している民営施設を含むすべての火葬場を対象として実施した。本調査により、火葬場の機能構成および整備状況の実態を把握するとともに、大型化・高度化の傾向を明らかにすることを目的とする。

ただし、アンケート対象施設 1,392 に対して回収は 378 施設であった。回収率は 27.8%であり、回収率に課題が残った。

※なお、本調査に関しては過去からの連続性を踏まえ、調査資料①では「火葬手数料」として記述しているが、これは「火葬（炉）使用料」を指すものである。火葬使用料については、条例上「火葬炉使用料」「火葬室使用料」「火葬施設使用料」「火葬場使用料」等の用語が用いられているが、本稿では「火葬使用料」に統一する。
○調査項目は多岐にわたるため資料編で提示（調査①全国火葬場アンケート調査結果報告）

2-2 政令市及び中核市へのアンケート調査

本調査は、全国火葬場アンケート調査の特別版として火葬使用料の設定に関する考え方、将来の運営課題等を把握するため政令市・中核市の火葬場担当部局に対して行った。

政令市 20 市及び中核市 62 市の合計 82 市を対象に全国火葬場アンケートと同時に実施した。回収は 33 市で回収率は 40.2%であった。

結果として、総務省が示す公共施設マネジメントの観点に関する設問については無回答が多く、統計的に十分な議論が可能な資料とは言い難いものであった。しかし、この点は逆に、火葬場が置かれている課題を示すものとも解釈できる。例えば、市全体としては取り組みが進められている一方で、火葬場については十分に取り組まれていないとする回答がみられた。また、統一的な基準による地方公会計に関する問題意識がうかがえたほか、長期計画の策定がすでに行われている、あるいは策定に向けた意欲が示されている等の傾向も確認された。

○アンケート調査項目

政令市（n=20）及び中核市(n=63)に対して実施した主な調査項目は次のとおりである。

- 区域内火葬使用料
- 区域外火葬使用料
- 料金改定履歴
- 料金算定指針の有無
- 費用増減要因の認識
- 将来の運営課題

2-3　アンケート調査を踏まえた補足調査

アンケート結果で問題点ととらえた、受益者負担基準、公共施設等総合管理計画、統一的な基準による地方公会計への取組状況を把握するため、各自治体の公式ホームページを検索調査し、一定の資料を確保し分析対象とした。

また、火葬使用料の実態を広く把握するために、一般市を含めた人口 7 万人以上の都市の料金を各自治体の例規集等を検索し調査し分析した。

2-4　ヒアリング調査

アンケート調査に加え、実務上の運営実態や考え方をより具体的に把握するため、自治体へのヒアリング調査を実施した。ヒアリングは、火葬場の長期計画の策定状況、費用計上の考え方、料金設定の考え方、運営体制の課題等について、実務担当者から直接聞き取りを行うものであり、アンケート結果を補完することを目的としている。

ヒアリングの対象は、①長期計画を策定している、または策定を進めている自治体、②アンケート調査の結果について追加確認が必要な自治体、③火葬場運営に関して特色ある取組を行っている自治体や一部事務組合等である。大都市・中都市・小都市の規模バランスにも配慮し、複数の自治体および一部事務組合を選定した。

ヒアリングは、研究者および研究協力者が各自治体を訪問し、事前に提示した質問項目に基づき実施した。

主要な質問項目は、火葬需要の将来見通しと施設のひっ迫状況、火葬場職員の体制、専門人材の確保状況、火葬使用料の設定に関する考え方や指針の有無、減価償却費を含む費用計上への対応状況（建替への対応)、長期計画策定の有無とその背景、指定管理・受託等民間関与に関する契約条件や管理手法等であるが、ヒアリング対象により若干の内容を変えた場合もある。これらの聞き取りを通じて、各自治体における料金設定の考え方や費用管理の実態、制度運用上の課題を定性的に整理し、アンケート調査の結果とあわせて分析を行った。

2-5 データの性質と限界

本研究は各自治体の自己申告に基づくアンケート調査を基本にしており、財務データの定義や分類が必ずしも統一されていない。また、火葬使用料は議会決議を経た条例上の金額であり、総務省が紹介するセグメント分析における実際の費用との対応関係は自治体ごとに異なる。

調査資料編：調査①全国火葬場アンケート調査結果報告及びアンケート票、調査②政令市・中核市アンケート調査結果報告及びアンケート票、調査③人口 7 万人以上都市の火葬使用料実態調査結果、調査④中核市等平成 18 年・令和 7 年火葬使用料比較調査、調査⑤ヒアリング調査結果報告、調査⑥公共施設（火葬場）における受益者負担率に関する調査報告、調査⑦公共施設（火葬場）における公会計の報告事例調査、調査⑧公共施設（火葬場）整備計画等の調査、調査⑨全市町村火葬使用料調査（4 県の事例）　参照

第 3 章　火葬場使用料の実態分析

はじめに

「全国火葬場アンケート調査」結果報告（調査①）によれば、火葬場の炉の設置基数は、平均で 4.8 基、最大で 30 基、最小で 1 基である。内訳では、1 基が 10%、2 基が 24%、3 基が 17%、4 基が 15%、5 基が 6.9%、 6 ～10 基が 19%、11 基以上が 8.5%となっている。

前回（令和 2 年実施）調査では、平均 4.5 基、最大 46 基。最小 1 基であり、内訳では、1 基 13%、2 基が 26%、3 基が 20%、4～5 基が 19%、6～10 基が 14%、11～20 基が 6.8%、21 基以上が 1.3%であり、前回に比べて今回は、平均基数が増加し、4 基以上の施設が増加しており、近年の火葬場の大規模化の傾向を反映している。

大型化の背景としては、第一に、火葬場の立地に対する理解が得られにくいことから、公害対策を十分に講じた大規模施設の整備が要請されてきた点が挙げられる。第二に、広域化の進展である。政令市・中核市に対するアンケート調査においては、火葬需要への対応として広域斎場の整備を進めるとする回答がみられた。例えば、2 市 1 町により広域事務組合を設立し、現在は 2 市合計で 7 炉であるところ、計画では 11 炉を備える火葬場へと再編する事例が確認されている。

日本の火葬場においては、火葬後の焼骨を遺族が中心になって収骨し、骨壺に納める作業が伴う。これは日本特有の習俗として言及されることが多く、これに対応する施設として収骨作業室の設置が不可欠である。そして収骨のために遺族が、火葬中には火葬場内で待機することになり、その待合室が必要になる。またその時間中の遺族相互の歓談等のための飲食提供施設も求められる。さらに遺族の気持ちの整理のために火葬場敷地内に散策用の広場や歩行路等も要望される。

このように遺族に寄り添う観点から、火葬場には火葬炉のほかに、さまざまな付帯施設が要請される。また昨今のように火葬場内で葬儀や通夜を行う希望が増えてくれば、それに相応の施設が必要になる。

この調査では、そうした付帯施設を「待合室」（以下、「待合」という）及び「葬儀式場」（以下、「葬儀」という）として、火葬と併せて聞いている。その結果では、火葬場の機能は、「火葬と待合」が 71%、「火葬と待合と葬儀」が 25%、「火葬」のみが 3.7%となっており、待合機能を具備した火葬場が 96%に達している。なお、前回調査では、火葬と待合が 66%、火葬と待合と葬儀が 28%、火葬だけが 5.4%、待合機能を具備した火葬場が 94%であり、火葬だけが若干減少している。

設備内容についても環境対策等の再燃焼炉、集塵装置、高度排ガス処理装置等高度化が進んでいると解釈できる結果となっている。

火葬場に待合等の機能が加わり、それを利用する者の場合、火葬場使用料にそれを含めるのか否かについて定義しないと、料金議論の論点があやふやになる。HP で見るところ

では、火葬使用料は有料であるが待合室は無料や、待合室利用料を区分することなく、火葬使用料として包括表示しているところも見られた。

3-1 使用料水準の全体分布

「全国火葬場アンケート調査」での火葬使用料（待合室利用料等を含まない純粋火葬のみの料金）の概要を示す。ほとんどの自治体が、管内（個人の死亡時に住民基本台帳に記載されているか火葬許可申請者が住民票を有する場合）と管外（上記以外）で使用料区分をしている。

そのうち管内の火葬使用料は、有料が 82.5%、無料が 17.5%であった。このうち有料では最高は 90,000 円、最低 2,000 円と格差が著しい。なお有料火葬場は単純平均で大人 14,291 円、小人 8,903 円である。ただし大人と子供の料金区分も 12 歳以上とするところが多いが、これも自治体ごとに異なる。(調査③)

管外の火葬使用料は、有料が 98.4%、記載なしが 1.6%である。記載なしは管外からの火葬実態がないか、あるいはそもそも利用を認めないということである。火葬使用料は、平均で大人 46,427 円、小人 29,898 円である。

一方、「人口 7 万人以上都市の火葬使用料実態調査」(調査③)においては、有料割合 77.7%、無料割合は 22.3%、となっている。政令市、中核市に限れば、有料 80.5%無料 19.5%であった。管外は 100%有料である。

有料、無料の区分については、自治体人口規模による顕著な傾向差は見られない。料金格差はこれら人口規模が大きい自治体間においても同様に極めて大きい。無料の市の存在も併せて考えれば、料金設定における自治体間の共通的な考えはない。

政令市、中各市では有料とする市での最高額は 35,000 円、最低は 2,000 円であり、該当市の使用料分布は資料のとおりである。(調査①②③参照)

この使用料分布から厳密な原価計算に基づいて設定されているのではなく、自治体ごと独自の政策的判断の結果であるということになる。その要素が何であるかを、簡単に歴史的経緯等を理由として挙げる例はあったが、論理的計数的に説明する回答は見られなかった。

一般社団法人日本火葬技術管理士会顧問（前会長）である三木求氏が同会集会で報告した本調査は中核市を対象とした横断調査と、和歌山県和歌山市の過去からの料金改定経緯を追っているところに特色がある。

本調査で報告されている平成 18 年と今回調査した令和 7 年の火葬使用料を比較(調査④)すると、火葬料使用料設定の説明理由には共通性がないことが分かる。それぞれの料金改定理由は、施設更新費用、広域利用推進の関係、住民優先の考え方、自治体財政上の判断、住民負担軽減の政策的判断等一様でなく、その都度、自治体ごとになんとか説明がつく根拠を考え出したのではないかと思われる。しかしながら今後も恒久的に必要とされる火葬場の使用料であれば、施設運営の長期計画を基に算出される経費をベースに、利用数で按分したものが基本にあって、政策的要素として自治体一般財源からの財政補填といった考えが出てくるのではないだろうか。

例えば無料から有料にした場合の火葬使用料は 0 円から 6,000 円ないし 12,000 円程度に増加している。同様に令和 8 年 4 月より有料化を決定している自治体の火葬使用料も 16,000 円である。この金額で初期投資額を含む運営費を賄うことが可能であるのかについては、大きな疑問が残る。急激な料金改定は合理的でないため、暫定的な水準にとどめているとの考え方もあり得るが、その場合には将来的な再引き上げが不可避である。したがって、将来的に目指すべき料金水準についても、あわせて示すことが求められるのではないか。ただし、これは上記に示した例に限らず、調査対象とした自治体に共通してみられた。

傾向として、料金は無料から有料へ移行し、使用料も引上げの方向にある。一方で、これと逆の動きが存在しないわけではない。有料から無料へと移行した事例も確認されたが、改定前の火葬場使用料はいずれも 4,000 円および 1,100 円と低額であった。

3-2 管内・管外料金の差

管外料金は、管内料金より高く設定される傾向が確認されたが、その差の大きさは自治体により大きく異なる。例えば、管内料金 12,000 円、管外料金 24,000 円と差額が 12,000 円で、管外／管内比が 2 倍程度にとどまる事例がある一方で、管外料金 50,000 円、管内料金 2,000 円と約 25 倍の差を設けている事例もみられる。また、管外／管内比は約 8 倍であるものの、管外料金 160,000 円、管内料金 20,000 円といった高額な設定の事例も確認された。このように、管内・管外料金の設定には共通した基準や考え方はみられなかった。(調査③)

また、火葬場使用料の改定においては、管外料金のみを引き上げる事例が多く確認された。ただし、その引き上げ幅にも共通性はみられない。例えば、管内料金を無料のまま維持しつつ管外料金を大幅に引き上げた事例や、管内料金を据え置いたまま管外料金のみを引き上げた事例、さらに管内料金を小幅に引き上げる一方で管外料金を大幅に引き上げた事例など、多様な対応がみられる。なお、管内料金を無料化した事例においても、管外料金は高額に設定されている。これらの傾向は、管外利用者の利用抑制策になっている。

3-3 火葬使用料なしの自治体が約 2 割

アンケート（調査①や調査②）で見るように、2 割内外の自治体で管内の火葬使用料を無料としている。現代の火葬は施設の建設、日常の運転や保守点検、職員の人件費等を必要とするようになっている。したがって使用料無料とは、本来利用者が負担すべき費用を自治体の一般財源で肩代わりしていることにほかならない。

また、火葬場の大型化・近代化は、関連経費の増大をもたらし、その結果、自治体の一般財源負担は増大せざるを得ない。また、人口高齢化の進展に伴い、これまで平均寿命の延伸の鈍化によって後ろ倒しとなっていた死亡時期は、今後は死亡数が増加する地域においては、自治体の財政負担は一層拡大することが見込まれる。

他方で、経済成長率の鈍化を背景として、自治体財政は全般に厳しさを増している。こうした状況のもと、火葬場使用料の有料化に踏み切る自治体が増加している。現在無料化を維持している自治体においても、今後、その方針の見直しを迫られる可能性が高い。

有料ではあるものの、その水準が他自治体と比較して著しく低い事例も同様に確認される。他方で、使用料改定に踏み切る自治体が存在する一方、長期間にわたり低額な使用料を維持し、改定が実施されていない自治体も少なくない。平成 18 年当時の火葬利用料と令和 7 年 10 月時点の利用料が、管内・管外とも全く変わっていない市が 37 都市中 10 都市もあった。(調査④) その理由として挙げられたのはおおむね、議会対策の苦労、住民反対の予想、計数的な説明資料の不備といったものであった。

3-4 料金政策類型

ここで火葬使用料(上述のように待合室等付帯設備の使用料を含まない)の料金を分類すると、次のように言えそうである。

管内無料化の自治体でも管外は有料が一般的である。ただしその設定の考えには共通性がなく、自治体間の火葬料使用料格差は大きい。

ヒアリング時に初期投資分を含めてその実費を使用料として設定し、それを管外使用料として設定すると説明する自治体も存在した。

管内使用料に関し、運営費を積算し、それを利用数で除して使用料を算出するが、政策的判断(住民負担の軽減)からその 2 分の 1 ないしは、4 分の 1 の額だけを徴収するとの説明もあった。受益者負担率を火葬使用料に適用したものと判断できる。ヒアリングにおいて、ある自治体では、火葬場使用料を原価の 25%と設定しているとの説明があった。その結果、管内火葬使用料を令和 8 年 4 月から 20,000 円を 25,000 円に引き上げるとしている。

ただしこの場合、最初の運営費の計算において初期投資分が含まれるのか否かについて、含まれるとするところもあれば、除外するとするところもあり、また判然としないところもあった。

それらの証明材料になるのが財務関連資料であるが、そこから明確に判断できる記述はほとんど見られなかった。

このことに関連するが、政令市・中核市アンケート(調査②)において、行政コスト計算等について「必要ない」「活用できない」等の回答も見られた。また指定管理者制度を採用している自治体においては、「事業者に任せているので市では把握していない」というところも散見された。火葬場においては、指定管理者に運営を委託している場合においても使用料は自治体が決定するとするところがほとんどである。にもかかわらず事業者の会計帳簿について、自治体当局が把握していない事例もある。

3-5 料金改定の実態

以上から火葬場の運営コストの把握が厳格でないことが明らかになった。ではこれまで料金の設定や改定は、どういう根拠に基づいて行われてきたのだろうか。残念ながら明確な計画に基づくものではなく、いろいろの事情から改定することとなり、どの程度の料金ならば、各方面の理解を得られるかというところから、料金レベルが決定され、後から説明がつけられたというのが実情に近いとも考えられる。

政令市で火葬使用料を無料としていた北海道札幌市が有料化にかじを切り、その額を16,000円とした経緯の分析は、一つのモデルケースとなりうる。平成30年3月には「札幌市における墓地等のあり方の検討に向けた基礎調査研究事業報告書」を作成しており、墓地等となっているが火葬場についても市民アンケート、火葬需要推計等を実施している。

令和2年3月に公表された「札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想」は、サブタイトルが～多死社会を不安なく迎えるために～となっており単に火葬場だけの問題だけではなく幅広い視点から火葬場の今後を検討している。

そのうえで、令和4年3月には「札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」を策定している。外部のシンクタンクも起用したと思われるが担当職員の苦労が目に浮かぶ経緯である。

そして令和6年5月に「新たな火葬料制度の方向性」をまとめている。その後議会等の審議を経て令和7年3月に札幌市火葬条例の一部を改正する条例を公布した。

全ての自治体でこのような取り組みをすることは困難であろうが、様々な知見を集積する機関があり、それらの活用を図り、自治体を支援することで、改定の取組も現状より改善されると思われる事例である。

3-6 ヒアリング・自由記述にみる制度上の課題

この憶測を裏付けるのが、ヒアリング（調査⑤）やアンケート（調査②）での自由記述である。「値上げは政治的に難しい」「原価を説明できる資料が整っていない」等のニュアンスを含む発言・記述が見られた。先に挙げた火葬場は特殊なのだからコスト計算等は必要ない、すべきでないとった回答は、客観的な説明資料を有していないことの反映とも受け止められる。そしてアンケート回答では、真摯に「料金改定の方法について知りたい」との要望が多く見られた。自治体担当者からの適切な情報を基にした合理的行政推進への熱意を感じた。

3-7 小括

言うまでもないが火葬場において基幹的構造は火葬炉とその運転設備である。言い換えれば本来火葬場の設計は、火葬炉回りから計画され、それに職員の動線や利用者の行動パターンを組み合わせて設計される。そして火葬に収骨を組み合わせることで成り立っているのがわが国の火葬であり、これは北海道から沖縄まで基本的に変わらない。

よって火葬炉の構造思想も基本的なところでは大違はない。その上で、全国的に利用料について差異が生じる理由については、どのように透明化、説明責任を果たすのかが重要である。

参考事例:火葬使用料を無料から有料にした事例

有料化実施：平成 29 年　市内大人 10,000 円（令和 8 年現在も同料金）

静岡市営斎場の使用料（火葬料）が有料になります

超高齢・多死社会の時代に入り、静岡市では平成 50 年まで火葬需要が増加していくことが予測されています。また、斎場運営のコストは、新清水斎場の供用開始、既存斎場の老朽化に伴い大幅な増加が見込まれます。このような状況にあって、将来にわたり斎場を安定的に運営し、質の高い行政サービスを提供するため、使用料（火葬料）が改定されました。

平成 29 年 9 月 1 日より、市民の使用料が有料化され、1 体につき 1 万円（12 歳未満は 6 千円）となります。





新清水斎場完成予想図　本年 9 月供用開始予定

		H29 年 9 月 1 日～	H29 年 8 月 31 日まで
静岡市民	12 歳未満	6，000円	無　料
	12 歳以上	10，000円	無　料
静岡市外	12 歳未満	26，000円	24，000円
	12 歳以上	44，000円	40，000円

参考事例

有料化実施時期：令和 8 年 4 月　市内大人：16,000 円

	現状（H18年度）
火葬料(市外)	49,000円 (火葬原価を全額受益者負担)
火葬料(市民)	無料
特別控室使用料	23,000円

方向性

改定後
人件費・物件費の上昇分を反映
一部負担 （ランニングコスト）
市民のみ減額の方向

【参考】他都市状況（政令市）

金額範囲
27,200円～100,000円
5,000円～20,000円
3,000円～6,000円

※料金を徴収している都市のみ

過度な負担とならないよう、他都市の状況や市民意見を踏まえながら検討

第 4 章　料金設定の実態と自治体の考え方

はじめに

ここでは「全国火葬場アンケート調査結果報告」（調査①）で得られた回答や記述からの抜粋をする。読み取れるのは、回答者（自治体）の考えに共通性がみられないことである。

まず、火葬使用料の在り方については、「これまでの経緯もあるので、相当の経費を一般会計で負担するのが妥当」が 40%、「必要な経費に見合った料金を利用者に支払っていただく」が 38%となっている。すなわち前者は、「これまでの経緯もあるので」との前提があるものの、できるだけ一般会計で火葬場運営費を負担し、利用者負担を可能な限り軽減することが望ましいという立場であると考えられる。

これに対し後者は、受益者負担の原則から住民といえども利用者として経費を負担して自治体一般財政への重荷を取り除くべきという考えであるから、できるだけ料金のみで運営できるように改革しなければならないということになる。したがって仮に火葬使用料の引き上げ問題がでてきた場合、前者の立場と後者の立場では、異なることになるという基本的なところで自治体の関係者の考えがまとまっていない。火葬使用料の基本問題である。

管外利用者の料金については、「管外の方の使用をできるだけ避けてもらうというもので、相当程度高くしてもよい」が 59%、「妥当な料金の設定の考え方を決めるべき」が 11%である。

墓埋法によれば、そもそも自治体には火葬場を自ら設置し、運営する義務はない。同法 5 条で住民に火葬（許可証取得）を義務づけていることの反対効果として、住民に火葬場利用機会を保証する責務が生じると解されるのである。その方法として、自ら設置することもあれば、公営法人または宗教法人等のうち適格な者を誘致することもありうることだし、さらに交通事情が改善し、かつ葬儀参列者が濃密な関係者に限定されるようになると、自らの自治体領域内に火葬場が必ずなければならないということではなくなる。広域組合等で複数施設を統廃合する際に、このアクセス問題が出てくる。

管内、管外を区別し、管外利用を制限しようというのは自治体直営であることから生じる理屈である。そしてそれも火葬使用料がコストに見合わないで経費の多くをその自治体の一般財政が負担していることから生じる指摘である。そしてそれも使用料で全運営費を賄える構造になっているならば、必要性の乏しい議論であろう。ということで火葬使用料は火葬場の設置主体とも関連するのである。

火葬使用料については、「原価計算を行っている」が 24%であり、「原価計算を行っていない」が 43%の結果も注目される。原価計算の必要性については、総論的に反対することはできないのであろう。だが、各論では反対とか、できないという回答になる。担当職員が異動しても対応できるよう、標準的な経費算出基準を明確にすること、算定のマニュアルを示すこと、研修の機会を用意すること等により、現場での努力を促すことが求められているのではないかと考えられる。また、維持管理や建て替えの長期計画が策定され、あらかじめ準備することも、また重要な課題であろう。

ところで原価計算を行った場合の金額は、30,000 円以上 50,000 円未満が 31%、次いで 50,000 円以上 70,000 円未満が 18%であった。火葬手法に大きな方法の差異がないのに、この金額差は何か。また本当に将来の再構築費までカウントしての原価計算なのか。そうした実態を踏まえ、自治体担当者向けの標準的計算方法の策定が望まれる。

火葬使用料見直しの考えについては、「火葬使用料の見直しを考えていない」が 52%、「火葬使用料の見直しを考えている」の 28%を上回っている。また、火葬使用料見直しの時期については、「現在検討中数年後に」が 10%であるが、「分からない」、「回答なし」を合わせると 74%に達している。ただしこれにもコメントが必要であろう。長期的な整備計画や運営計画がないのであれば、再築あるいは料金改定は突然、降って湧いてくるものと考えられる。そうすると「考えていない」とか「分からない」は、現時点での担当者の認識に過ぎないことになる。火葬場整備計画がなかった自治体で、その後に事業が始まった事例もある。

4-1 火葬使用料の金額設定の実務的背景

「ヒアリング調査結果報告」（調査⑤）から、火葬使用料の設定は、費用構造を把握したうえでの原価算定に基づく制度的手続きというよりも、その都度、過去の料金水準を基準としつつ、改定時の社会状況や住民負担感を考慮して決定されてきた経緯が確認された。

「政令市・中核市アンケート調査結果報告」（調査②）では、ある程度の割合の算定指針があるとの回答があるが、必ずしも火葬場に適した基準かどうかという問題や受益者負担割合をどう考えるか等考え方の違いもあり、専門家による指針作りが求められる。また、実際は関係各方面との調整に際し、前回提示の水準を踏襲する。近隣自治体との均衡を参考にするといった実務慣行が用いられることが多いと考えられる。公共施設の利用料に関して受益者負担割合等の基準を定めている自治体も多くあるが、火葬使用料については自治体間の共通性は明確ではない。また火葬場で受けるサービスをひとくくりにしているケース、式場等併設施設分を別にしているケース、火葬炉、霊安室、待合室、式場等に細分化して、それら料金ごとに別々の割合を乗じるケース等実にさまざまである。（調査⑥）

地域性に関して言えば、県内ほぼ全域で有料という地域もあれば、県内のほぼ全市町村が無料というところもある。（調査⑨）

4-2 原価説明の困難性

ヒアリング（調査⑤）では、「原価を説明できる資料が整備されていない」との指摘が複数見られた。各市で実施したヒアリングの概要も資料編に掲載しているので参照されたい。

減価償却費等の算定に当たっては固定資産台帳の整備が必要であるが、この整備が出来ていないようである。また固定資産台帳に計上する基準も 50 万円であったり、100 万円であったりと自治体によって異なっていた。

また減価償却費や更新費見込みが明確に整理されていない場合が多かったが、料金改定に際して費用増加の合理的説明が困難となる。

こうした状況から、料金改定が自治体財政を念頭に置いた政策論ではなく、各方面の調整手法が前面に出る構造となりやすいことを示している。

多くの自治体資料では火葬 1 件当たりの原価という表現で記述されているが、この場合の遺体数をどのように算定しているのか。年間死亡者数は推計できるが、死亡数には季節差等の時期変動がある。地域によっては、いわゆる「火葬待ち」が生じる場合がある。だがこ

れは利用者の立場からは本来あってはならないことであろう。会葬者は取る者もとりあえず駆けつけるのが葬儀であり、その一環としての火葬である。火葬を含む葬儀の日程は、主たる遺族の意向に沿わなければならない。

しかし火葬待ちを起こさないようにするには、火葬場のキャパシティを拡充しなければならない。すると炉数対遺体数の比率は変わるわけで、火葬使用料にも影響する。

なお、ここで論じているのは平時における火葬場運営問題であり、国家非常事態への対応はこれとは別途、構築されていなければならない。

4-3 議会対応と住民感情

自治体が設置し、自ら運営している火葬場においては、火葬使用料の決定や改定は条例で規定し、議会審議を要する事項とされている。そのとおりであり、疑問の余地はない。(地方自治法 225 条、228 条)

指定管理の場合は地方自治法 244 条の 2 では、利用料金は指定管理者が定めてよいことになっている。ただし設置自治体の承認を前提としている。火葬場も当然この規定の適用になるが、火葬場の場合は公共の福祉の要素が特に強いことから(墓埋法の法目的にも「公共の福祉」と明記されている)、二重の意味で設置自治体の料金承認が必要と考えられる。

そしてこのうちの後者の理由は、設置主体が地方自治体以外の場合であっても同様の扱いになるはずである。許可事業者の経営基盤が危うければ、法目的に沿ったサービス提供をできないのであるから、許可事業者の経済状況も許可での重要審査事項でなければならない。

根拠法令条文:地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

(使用料)

第 225 条　普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(略)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2

8　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

ここで墓埋法の事業者許可については墓埋法 19 条に「許可の取り消し」があり、その前提として許可官庁（知事＝町村の場合、又は市長）職員は適宜立ち入って、施設、帳簿、書類の検査等ができるとなっている。いきなり許可取り消しということになれば、利用者も含めて重大な影響を受けることになるから、それを避けるための定期の審査が有効である。

もう一点は許可事業者の範囲である。設置主体は当然、許可が必要であり、市が設置者である場合、市長が市長からの許可申請を審査することになり、実務上も当然そのように運用されている。ところで事業者許可の根拠条項は墓埋法 10 条であるのだが、そこでは「火葬場を経営しようとする者は…」となっている。指定管理者のような形態の場合はどうなるのだろう。これまでは設置者ということで、先のように市長が許可申請者であるが、自治体の担当者が指定管理者に任せっきりで、会計帳簿も自らは作成しないといったことは適切ではなく、設置者として自治体がチェックすべきである。

4-4 現場における課題認識

そのほか自由記述やヒアリングからは、

- 火葬場は「(経営状況が）見えにくい施設」である
- 料金改定は政治的判断に依存する
- 原価に基づく議論の土台が不足している

といった認識が示され、制度基盤整備を自らの判断で行う前提条件が満たされていないとの認識が通底していることが確認された。

4-5 小括

本章では、第 3 章で示した料金のばらつきと、第 5 章で示すことになる費用構造の特殊性を踏まえ、料金設定や改定の困難性に対処するには、火葬場を通じての全国的問題があることを認識し、火葬体制に関わる制度的問題として理解する必要があると痛感する。

第 5 章　火葬場の原価構造と将来費用

5-1 火葬場費用の全体像

火葬場の運営費用は、設備費、建物維持費、人件費、委託費、光熱水費等から構成される。この点では他の公共施設と共通するが、火葬場には独自の特殊性がある点への注目が必要である。

まず施設の急速な近代化である。野焼きスタイルから恒常的施設での火葬へと転換した。これは国民の感情への配慮に基づくものであるが、経済的に見れば、集落共同体等での相互共済作業から、専門家によるサービス提供に転嫁したわけで、無償の労力提供から経費支払いを伴う形態に移行したことを意味する。つまり火葬実施が事業に転換したわけである。そしてその後も火葬施設は、集約化、大型化の一途である。

次にこれも国民感情（立地周辺住民）への配慮に基づくものであるのだが、この大型化した施設を周囲の視線から目立たなくさせたり、緩衝緑地を設けたりする配慮への要請が一貫して高まっている。これも施設経営に伴う経費を増高させる。また施設が大型化すれば、燃焼に伴う環境規制への必要性がより強調されることになり、これも経費の増高要因になる。

一方、火葬は遺族にとっては、親族の肉体との最期の別れの場になるわけで、それが事業として行われることになれば、事業者やその職員の遺体への配慮や遺族への思いやり等への要求水準は高まっていく。

火葬場の経営経費は大きく、施設の初期投資と日常の運営やメンテナンス経費に分けられる。一般的に前者をイニシャルコスト、後者をランニングコストと称するのであるが、火葬場の場合、イニシャルコストは施設ごとの金額差が極めて大きい。最近の整備事例として、横浜市の公表資料によれば、東部方面斎場（仮称）は 16 基の火葬炉を備え、延べ床面積約 20,000 ㎡に及ぶ大型かつ高度化の先端を行く施設である。その整備事業費は当初 180 億円であったが、物価高騰や土壌汚染対策費の増加等により、221 億円に拡大する見込みと報告されている。

このように事業費が増大する中で、減価償却費の負担も極めて大きくなると考えられる。火葬費用の観点からみた場合、1 炉当たりの整備事業費の適正水準はいかなるものか、改めて検討する必要がある。また、平成 24 年度に供用開始した A 市では、火葬炉 6 基（将来増設予定 2 基）で延床面積約 6700 ㎡の施設の総事業費は約 60 億円とされている。

利用者への配慮事項やその火葬場の特色等から生じるものではあるが、イニシャルコストはその後の使用期間中に計画的に償還していくものである。イニシャルコストが大きければ、その償還金額（減価償却額）も大きくなる。アンケートやヒアリングではイニシャルコストについて有効な資料を得られなかった。そのため自治体公式ホームページからデータ収集（調査⑦）を行っている。

それによると火葬場の費用構造に占める減価償却分の経常費用対比率は 8.5%～23.6%であった。

ランニングコストは日々の運営に関する経費と日常的な点検や補修費用が大部分である。先にも挙げたように遺族にとっては肉親の遺体との最後の別れになる場であり、そのときの精神的満足感は後に尾を引く。その点で火葬場職員には国民の葬送感情への深い理解が求められる。後でも触れるが、アンケート、ヒアリングにおいて、職員の高い資質確保の必要性が指摘されている。

また、本調査（調査⑦）では火葬場の経費構造に占める職員給与費は計上費用対比 10.5%～28.1%であった。ここでも差異が大きい。ただ少々注釈すれば、職員人件費はいわゆる正規職員分のことであると思われる。

例えばある市の火葬場（火葬炉 6 基）では、職員給与費の対象が 1 名でのみであった。その火葬場は民間事業者に運営を委託しており、当該職員とは市から唯一派遣されている場長であると判断された。委託をうけている指定管理者の職員の雇用、労働契約の詳しい実態調査が求められる。特に自治体職員のみで運営する直営形態が減少し、指定管理形態が増えていることから、指定管理者等をも対象とした調査が求められる。調査手法を含めた今後の要検討事項として挙げておく。

なお、関連データは調査⑦を参照されたい。

5-2 固定費構造の特殊性

火葬場の経営は固定施設に巨費を要すること、売上げは区域人口に関連し、瞬発的急増や競合者出現による壊滅的減少等はないこと、その裏腹で需要に応じられるよう一定の供給余力が必要であること、パンデミックや大災害といった通常予測外の事態に対しては政府主導の対応への即応が求められること等である。

しかし、それら以上に重要なのは、火葬場で働く職員の資質である。施設や設備の大型化・高度化に伴い、高度な火葬技術が求められるだけでなく、収骨や遺族対応における細やかな配慮など、対人サービスの質も重要性を増している。また、災害時やパンデミック時には火葬需要が急増することから、平時から専門性と対応力を備えた人材を確保・育成しておくことが不可欠である。

5-3 設備更新費と減価償却

火葬場のメイン装置は火葬炉である。火葬炉は火葬場の建築物よりは短期に更新時期が来る。また、わが国特有とされる収骨のために、火葬炉内温度を急激に上げたり下げたりを繰り返すことによる使用期間の短縮化への考慮が必要である。諸外国での火葬炉と比較して、火葬炉関連経費が割高になるといった点への配意を忘れてはならない。

以上の理由から、火葬場経費の積み上げでは、施設の特色に応じた要素を正しく組み込んでいく必要がある。しかしながら、施設数の少なさ、各施設間の規模や内容の違いの大きさ、経営問題として数値を幅広く収集分析している機関がどこにもない状況にある。そのような状況の中でも、現場担当者は原価計算方法を工夫して実施している現状もある。後述する

ケースは原価計算をして得た数字と、様々な制約により結果は原価計算の数字は参考値にとどまっている。今後、関係者を含めて理解を広げていくために、どうすべきか、本研究はそのための資料を収集するために行われたものであるが、今後とも関係者の議論と、共通理解を進めるための検討が求められていると考える。

火葬場使用料は、すべての経費を計算し、しかる後に必要と考える自治体が、政策的判断からその一定部分を一般財政による負担肩代わりを検討すべきであるにもかかわらず、そもそもの出発点である経費計算の素地ができていないのである。

ここで火葬炉を典型とする設備の更新費用について補足しておこう。火葬炉設備は一定周期で更新が必要であり、排ガス処理設備等も含めると更新費用は高額となる。これらは単年度の支出としてではなく、減価償却費として平準化して捉える必要があるが、財務管理上明確に整理されていない場合がある。減価償却費を考慮しない料金体系では、将来更新時に財政負担が急増する構造となり、持続可能性に課題を生じる。

具体事例での料金検討経緯を紹介する。首都圏近郊の中規模自治体である。火葬需要の増加に対応するため、適正な受益者負担の原則に基づき火葬施設使用料の見直しが検討開始された。当該自治体では「受益者負担見直し基本方針」により、公の施設を 4 類型に分類し、火葬施設は「必需サービスでありつつ民間提供が可能な施設」と整理され、受益者負担率 50%が適用されている。

その際、管外料金についてはおおむね減価償却費を含めた原価計算通りの料金としたが、管内料金については据え置きとされ計算結果の反映はされなかった。

5-4 人件費と技能コスト

火葬業務は専門的技能を要する業務であり、熟練度の蓄積が必要である。全般的労働力不足が叫ばれる中、火葬場職員の技能やモラルの維持にはふさわしい処遇が必要である。環境規制強化や設備高度化に伴い、技術的対応能力の向上が求められているのであるからなおさらであろう。

指定管理者制度を導入している自治体では費用計上が指定管理料、あるいは火葬業務委託では委託料として一括計上されていて、人件費評価がなされているか不明である点はすでに述べたとおりである。自治体直営から民間委託へ切り替える際に、運営の合理化を追求するのは当然であるが、職員の処遇にしわ寄せする等はもってのほかである。

ここで指摘しておかなければならない点がある。遺族と寄り添う点が火葬場の一大特色であり、他産業での従業経験がそのまま通用することは多くない。このため火葬場事業領域での高いレベルの職員の養成・研修が求められることになる。そして修得すべき事項や内容は、火葬場の近代化、大型化と軌を一にして深まらざるを得ない。民間資格として、特定非営利活動法人日本環境斎苑協会による「火葬技術管理士及び統括火葬技術管理士資格付与」があるのみである。

火葬の歴史は長いが、恒久的火葬場が整備され、専業従事者の雇用が始まったのは古くない。地域社会での相互労力提供方式では現代的意味での報酬は支払われていなかった。つまり火葬従事者が専門職として認知されてからの歴史は浅いのである。このためあるべき報酬水準について合意は必ずしも明確ではない。

従事する職務の重要性に応じた適正報酬という考えは、火葬場ではまだ十分に浸透していないのである。そしてこの分野で労働市場の狭さである。火葬場の構築物は大型化しているが、従事する職員数はきわめて少ない。そのためせっかく能力を高めても、職場内での地位向上の機会が少なく、他火葬場への転職機会も少ない。これでは閉塞状態に陥ってしまう。その意味においても火葬場職員としての能力向上のための仕組み（資格制度を含む）のほか、この領域に潜在能力ある者を吸引するための処遇改善が必要なのである。

火葬事業における真の人件費比率の現状がいかほどなのかは、先に述べたように、雇用の実態すら明瞭でない状況では不明と言わざるを得ない。経費算出においてはあるべき職員報酬レベルを設定すべきであることを忘れてはならないであろう。繰り返すが、故人の葬送のために参集している遺族は火葬場職員の対応に敏感なのである。

5-5 将来の費用増加要因

今後は、

- 設備の大型化・高度化
- 災害時対応能力の強化
- 技能人材確保費用

等が必要になると見込まれる。自治体直営から委託や指定管理者など民営を活用した運営が増加する傾向にある。定期異動を繰り返す公務員よりも、専門技術を習得した民間従業者の方が作業効率向上になるという点が多々あるということへの異論はないであろう。

しかしながらもう一つの委託の目的を忘れてはならない。それは利用者へのサービスレベルを向上させ、施設の存在意義を高めることである。それが職員の資質向上の意義にほかならない。そして良いサービスを提供する者は、良い報酬を受けるべきである。そうすると委託によってサービスの向上をも同時に達成しようとする場合、直営時代に比べて人件費に関しては下がるとは限らないことになる。経費節減は事業の合理化、近代化、複合化等によって実現すべきなのである。

5-6 原価と料金が連動しない理由

これまで述べてきたように、現実の使用料は原価構造と連動していない。そしてそれには触れてきたような様々な要素が絡んでいる。火葬場にふさわしい原価計算の手法を検討確立することから始める必要がある。

5-7 小括

火葬場の費用構造は固定費性が高く、将来の更新費用を内包する長期的視点が不可欠である。しかし、現行の料金体系はこれらを必ずしも反映していない。本章で示した構造的特徴は、第 7 章で述べる制度基盤整備の必要性の根拠となる。

つまり本研究では、火葬場の大型化・高度化及び火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定の在り方について検討するため、火葬施設の配置状況、火葬サービスの利用関係、施設規模及び料金制度の実態について整理を行ったのである。

今後死亡者数が増加する地域では火葬需要が増加する。この意味においても、火葬場の必要量整備は国家的課題でもある。そして火葬場の大部分が自治体によって設置される現状に鑑みれば、その整備費の工面は自治体財政上の課題であり、火葬場の近代化、大型化、サービス向上と相まって、自治体の財政負担増加要因になっている。そこで利用者からの料金徴収強化が検討されることになるのだが、その際には、まず火葬場の経費の正しい認識と計数化が必須となる。自治体の本来責任は、墓埋法（5 条）で住民に火葬許可申請を義務づけていることから生じる火葬場利用機会の確保責任である。そして必要なのはその使用料を住民の過重負担にさせないための手立てなのである。

その点から火葬場の原価計算が必要になるのである。原価計算値が高ければ、自治体の一般財政からの出費が免れない。一般財源を利用する以上、透明化、説明責任が必要となる。

火葬場利用数は死亡数から導かれる。ということは必要火葬能力も人口動態が基盤になる。火葬場の原価計算は、火葬場ごとにではなく、一定の区域（自体領域あるいは一定の人口規模の領域＝二次医療圏的な意味合い）での算定が望ましいとも言えよう。この点、複数火葬場を有する自治体において、使用料は同一額とされているのがほとんどであった。

ただし、ある自治体では、2 つの火葬場を開設しているものの、それぞれで料金体系が異なっており、さらに構成市町村の住民であっても、利用する施設によって適用料金が異なるという特異な事例が確認された。料金設定を火葬場ごとに算定すべきか、それとも区域単位で共通化すべきかについては、考え方の整理が必要な課題である。

第 6 章 収益確保策と事業モデル転換

火葬場運営を持続可能なものとする基本は、火葬場を事業として認識することである。火葬使用料の無料は、警察等治安対策や義務教育と同等とみなすことで初めて浮かび上がる概念である。墓埋法は火葬の公益性を強調したうえで、事業体としては許可の形態をとっているのであるが、長期継続的な経営のために、火葬場の経営においては原価計算の必要があり、同時に事業運営の計画性も明確であることが必要になる。

以上を前提としたうえで、自治体が住民負担軽減の観点から一定の一般財政投入を住民同意（議会同意）のうえで政策的に導入することの可否が論じられることになる。そしてその場合には、料金の軽減（自治体が運営主体の場合）のほか、利用者への料金補填（管外等当該自治体運営でない火葬場を住民が利用する場合等）が考えられることになる。

そしてその延長で自治体以外が運営主体である火葬場に対する自治体からの経費支援（補助金等）もあり得ないことではないことになる。

加えて、事業運営の合理性、効率性の追求も必要になり、自治体運営の場合では財務管理の徹底により、本来の利用料金を高騰させず、むしろ適正化させることが必要になる。しかし運営主体が自治体でない場合にはこの手法を取れない。そこで許可官庁が許可事業者の財務内容や料金設定の妥当性についても監督することが必要となり、令和 7 年 10 月 31 日「衛生衛発 10312 第 2 号火葬場の経営・管理に関する指導監督について」が発出された。

さてここで火葬場の原価計算数値は上がらざるを得ないのかとの疑問が生じるであろう。狭義の火葬部門に限定すれば施設建築費、火葬炉まわりの近代化等上昇要因が目につく。しかし少し視野を広げるならば、全体的に原価を下げる要素がないことはない。

収益増の観点では、火葬場での収益サービスの拡充である。第 3 章で紹介したように火葬場では付帯設備の併設が原則化、一般化している。利用者の便宜のために設けるものであり、利用の促進は火葬場、利用者双方にとって便益である。

収骨後のお骨は墓地内の墳墓への埋蔵、納骨堂への収蔵等ということになる。近年では樹木葬あるいは合葬墓としてお骨を特定せず集合的に埋蔵する形態が人気になっている。そしてこれらは墳墓が整然と並ぶ伝統的な墓地と違って、広大な面積を必要としない。ヒアリング等では火葬場の併設施設になっているものもある。（調査⑤）

利用希望に沿って合葬墓を火葬場の事業の組み込む等も火葬場の単位原価を下げることにつながるはずである。これに関連して収骨量についても議論が必要であろう。東日本は全国収骨、西日本は部分収骨と一括されることが多いが、実際にはさほど明瞭な区分ではない。遺族が求める収骨量は実のところはどうなのだろうか。明確な分析はないようである。

逆に火葬場の経費を抑える方策も真剣に考える必要がある。例えば副葬品の制限である。持ち込み品によっては遺族に棺への投入を断る事例があるが、拒否反応はないようである。

そうした中にいわゆる火葬待機問題がある。既に論じたように火葬待ちは遺族側に余分な経費的、時間的、精神的負担を強いるもので、本来あってはならない。そのために火葬場受け入れ能力に余裕を持たせる必要が生じる。しかし火葬施設を増やさなくても工夫でき

る要素がないわけではない。死亡者数には季節的変動がある。ならば火葬炉の運転時間や休業点検サイクルを季節調整することが誰でも思いつく。その際必要なのは、利用者側との調整である。対応できる受付システムを構築する等、火葬場の共同検討で乗り越えられるはずである。同時に火葬場職員の就業時間帯を柔軟化させる必要があるが、これは給与等の処遇改善と一体の問題になる。

以上挙げたのは例示である。指摘したいのは火葬場事業の形態はまだまだ確立途上にあるということであり、それは工夫改善できる余地は相当に広く大きいということである。利用者サービスを向上させつつ、経費を削減していく。火葬場ではその可能性が大きいのではないかということである。知恵は必要から生まれる。火葬場が事業として認識され、原価計算を基に合理的経営を目指すことになれば、現場からもさまざまな提案が生まれてくることになろう。そしてそれは料金問題にも好影響をもたらすことになる。

第 7 章　制度整備と政策方向

7-1 問題の本質の整理

前章までの分析により明らかになったことは、火葬使用料問題を論ずる前提が満たされていないということであった。火葬場はわが国においては欠くことのできない基盤的社会インフラである。そうであるがゆえに事業の永続性を確保する財政基盤の確保が求められ、その一環として火葬使用料が設定されることになる。

そのために原価構造を精緻に分析していなければならないのであるが、これがそもそもなされていないか、きわめて不十分である。イニシャルコストを経費に盛り込んでいないとなれば、果たして原価計算の用を果たせるのかの疑問すら生じる。

火葬場に求められる基幹サービスは全国的に共通している。そうであれば例えば財務諸表の作成方式にも共通性があってしかるべきと思われるが、実態はそうではない。また財務諸表は事業運営にあたる受託事業者が作成すればよいとする自治体も見られた。

まとめれば原価構造の可視化不足、財務情報の標準化の不在、料金見直しの制度化不足といった言葉で一括される。問題を認識している自治体も見られたが、総じて関心は低いと言わざるを得ない状況であった。

7-2 財務情報基盤の整備

今後、自治体が火葬場事業運営の透明化や計画化に本格的に取り組んでいくことが期待される。財務情報が的確なものであれば、利用料改定も受け入れられるはずである。各自治体の火葬部局相互間での財務関連情報の共同利用ができる体制が必要であろう。アンケートでもヒアリングでも、他自治体の財務対策を知りたいという声が多かった（調査⑤）。この種の情報は、技術分野と違って、秘匿性は高くないはずである。本調査もその一貫として考えられるが、国（厚労省）に関連情報を収集して共同利用に供することが有効な方法になり得る。あるいは同様なことを特定の団体を指定して実施させる方法も有効であると考えられる。国からの支援というと、補助金や助成金が想像されがちであるが、そうした直接的財政支援よりも火葬場運営が合理的に行われるよう各自治体が必要情報を取得できる体制づくりをする方が、効率的であり必要資金も巨額にならない。情報面、制度面といった技術的支援も重要と考えられる。

7-3 利用者負担を軽減するための自治体の一般財源負担について

利用者負担を軽減する観点から自治体の政策として利用料の軽減を行い、それに必要な限りで当該自治体の一般財源を支弁することはなんら問題ない。ただしその根拠、説明は明確で説得性があるものでなければならない。この点においても他自治体の考えを知りたいという声が多くあった。（調査⑤）本研究の目的の一つであるが、情報の集約が重要である。

7-4 国及び都道府県の役割

火葬場行政は自治体事務であるが、技術的支援、データ整備、標準モデル提示等については国及び都道府県の関与を求める声が多かった。特に財務管理手法や運営効率化に関する技術支援体制の整備は急務である。これにどう応えるか。なお日本環境斎苑協会による『火葬場の建設・維持管理マニュアル』があるが、財政運営面の内容を充実したうえで普及活用策を講じるのも一法であろう。

墓地埋葬法に規定する事務は自治事務であるが、葬送方式の地域性を考えれば、ある意味合理性があると理解できる。

ただし火葬の場合、大規模近代的火葬場として集約化が進んでおり、遺体を焼骨にする工程での地域差はあまりない。遺族による収骨も、国際的には特殊であるようだが、国内では方式はほぼ共通している。こうした火葬事業の変遷を踏まえれば、少なくとも墓埋法に基づく火葬場に対する許可や監督について共通指針を示すことが望ましい。

7-5 事業視点の導入

火葬場を単なる施設ではなく事業として捉え、利用料以外の収入確保、運営手法の改善等により持続可能性を高める視点が求められる。

7-6 長期運営計画の策定

設備更新周期、将来費用見通し、財源構成等を含む長期運営計画を策定することが必要である。

火葬事業は、一定の設備を適切に維持管理、適宜的確な修繕に加え、長期的には建て替え等につなげていく、長期の事業であり、大きな費用を要する施設と考えるべきである。

また、そのためには、人手不足が進む中で、適切な機材と人材、とりわけ専門的人材を確保することも重要であり、財政当局との意思疎通、議会の理解の増進も不可欠と考えられる。また、火葬事業は、市民や所在地周辺の地域住民の理解も欠かせない。

こうした観点から、最近では、火葬場に関する長期構想、長期計画を策定する自治体が少しずつ増加しており、こうした流れを推進することも大きな課題と考えられる。

火葬場の経営者及び火葬場管理者は、火葬場と火葬炉の維持管理の重要性を十分に理解することにより環境保全並びに施設・設備等の保全対策、これに伴う必要な予算の確保、的確な職員の確保・配置等を包括した計画を策定する必要がある。

7-7 火葬場を基盤とする葬送サービス標準モデルの可能性（案）

本研究で示したとおり、火葬場は事業停止が許されない基礎的行政サービスであり、我が国においては公営施設が多数を占め、公益性の高い制度基盤として機能している。この制度基盤を活用し、葬送に関わるサービスの標準化を図ることは、利用者保護および費用透明性の観点から検討に値する。

近年、葬儀サービスに関しては、料金体系の複雑さや契約内容の不明確さを背景とするトラブルが指摘されている。葬儀は利用者が経験に乏しく、判断能力が一時的に低下する状況下で行われることが多いため、情報の非対称性が大きい分野である。この点は、料金説明や契約手続きの標準化が十分でない場合、利用者に不利な取引が生じやすい構造的要因となり得る。

一方で、我が国の葬送の中心的工程は①火葬②遺族による収骨③遺骨の収蔵であり、火葬場はこのうち①と②の基盤機能を担う公共施設である。この特性を踏まえ、火葬場を葬送サービスの基軸とする運営モデルを制度的選択肢として整理することが考えられる。具体的には、火葬業務に加え、一定の範囲で関連サービスの紹介・連携を行うことにより、利用者が標準的な費用水準やサービス内容を把握しやすい環境を整備する方向である。③についても火葬場敷地内での合葬墓併設等は有効策である。

7-8 結論

火葬場使用料の課題は、制度設計と財務基盤整備の問題である。持続可能な運営のためには、財務情報基盤の整備、料金見直し制度のための長期運営計画の策定。国等の支援体制構築が不可欠である。

提言１　火葬事業に関する財務情報基盤の整備

火葬事業について、減価償却費、更新費見込み、人件費等を含む標準的財務情報様式を整備し、原価構造の可視化を図るべきである。これにより、料金見直しの議論の基礎が形成される。

提言２　定期的な財政検証及びこれを踏まえた見直し

料金改定を個別判断に委ねるのではなく、一定周期で財政検証を行う制度を設けることが望ましい。定期的な財政検証を行うことにより、必要に応じ、データに基づき一般会計と利用者負担のあり方を見直し、適切な対応を検討することができる。

提言３　国及び都道府県による支援体制の整備

財務管理手法、運営効率化、データ整備等について、国及び都道府県等が技術的支援を行う等、体制を制度的に充実することが必要である。

提言４　長期運営計画の策定

各地方自治体において、設備更新周期、将来費用見通し、財源構成を含む長期運営計画を策定し、将来負担を見据えた運営管理を行うべきである。

提言５　火葬場を基盤とする葬送サービス標準モデルの検討

火葬場は公益性の高い基礎行政施設であり、公営比率も高い。この制度基盤を活用し、葬送サービスの費用透明性および利用者保護の観点から、火葬場を基軸とした標準的サービスモデルを制度的選択肢として検討することが考えられる。

具体的には、

- 火葬場を中心とした関連サービスの紹介・連携の整理
- 標準的な費用水準やサービス内容の可視化
- 公的給付制度と葬送サービスの関係の整理

等が検討課題となる。

この提言は、火葬場行政の直接の範囲を超える要素も含むが、利用者保護および費用透明性向上の観点から、火葬場という公的基盤を活用する制度的方向性の一つとして位置付けられる。

以上のとおり、火葬場の健全な運営がすべての出発点である。しかし、その過程においては、減価償却費や更新費の顕在化に伴い、利用者負担の増加が避けられない側面がある。

したがって、火葬に関する費用およびその負担の全体像を把握することが必要である。本調査では、火葬場を設置していない自治体において火葬料に対する補助金を交付する事例を示したほか、市民福祉葬等の制度により相当額を負担している自治体も確認された。また、身寄りのない死亡人や行旅死亡人等の火葬費用についても、自治体が負担している。さらに、生活保護受給者に対しては葬祭扶助制度が設けられている。

このような状況を踏まえ、火葬に関する財政規模はどの程度となるか、またその負担の在り方をどのように位置づけるべきかという観点からも、火葬場使用料の問題を検討する必要がある。

調査資料編　目次

① 全国火葬場アンケート調査結果報告 …… 30

全国火葬場アンケート調査票…… 97

② 政令市・中核市アンケート集計結果 …… 136

政令市・中核市アンケート調査票…… 150

③ 人口 7 万人以上都市の火葬使用料実態調査結果…… 164

④ 中核市等平成 18 年・令和 7 年火葬使用料比較調査…… 180

⑤ ヒアリング調査結果報告…… 182

ヒアリング依頼文書…… 184

⑥ 公共施設（火葬場）における受益者負担率に関する調査報告…… 188

⑦ 公共施設（火葬場）における公会計の報告事例調査…… 197

⑧ 公共施設（火葬場）整備計画等の調査…… 203

⑨ 全市町村火葬使用料調査（4 県の事例）…… 205

全国火葬場アンケート調査結果報告

1　調査の概要

本調査は、本年度厚生労働科学特別研究「火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定の考え方に関する研究」の一環として、全国の火葬場を対象として、別紙調査票に基づき、火葬場の設置管理に関しアンケート調査を行った。同調査は、令和 7 年 8 月 18 日に配布し、9 月 25 日までに回収を行い、火葬場の設置、管理に関するマニュアルの改訂を行う指針を策定することを目的として、その実態を把握するため、実施したものである。

2　調査票回収状況

対象施設数 1,392 施設に対し、回収票数 378 施設で、回収率は 27.2%である。

3　報告の主な内容

⑴　火葬場の設置主体

火葬場の設置主体は、市町村が 75%、一部事務組合等が 24%、企業が 1.6%であり、ほとんどの施設は地方自治体が設置している。

⑵　火葬場の運営形態

火葬場の運営管理形態は、直営が 17%、一部委託が 31%、全面委託が 18%、指定管理が 29%、PFI が 1.9%である。前回調査では、直営が 19%、一部委託が 33%、全面委託が 19%、指定管理が 27%であり、直営、一部委託、全面委託が少しずつ減り、指定管理、PFI が増えている。

⑶　火葬場の炉の設置基数

火葬場の炉の設置基数は、平均で 4.8 基、最大で 30 基、最小で 1 基である。

内訳では、1 基が 10%、2 基が 24%、3 基が 17%、4 基が 15%、5 基が 6.9%、6～10 基が 19%、11 基以上が 8.5%となっている。

前回調査では、平均 4.5 基、最大 46 基。最小 1 基であり、内訳では、1 基が 13%、2 基が 26%、3 基が 20%、4～5 基が 19%、6～10 基が 14%、11～20 基が 6.8%、21 基以上が 1.3%であり、前回に比べて今回は、平均基数が増加し、4 基以上の施設が増加しており、近年の火葬場の大規模化の傾向を反映している。

⑷　火葬場の竣工年

火葬場の竣工年は、建築基準法の耐震基準が改正された 1981 年（昭和 56 年）年から設計及び工事期間を考慮し、1984 年（昭和 59 年）以前が 28%、それ以降が 72%である。前回調査では、1 年ほど集計期間が異なってはいるが、1983 年（昭和 58 年）以前が 28%、1984 年（昭和 59 年）以降が 72%となっており、ほぼ同じである

⑸　火葬場の機能、周辺環境等

火葬場の機能は、火葬と待合が 71%、火葬と待合と葬儀が 25%、火葬だけが 3.7%となっており、待合機能を具備した火葬場が 96%に達している。なお、前回調査では、火葬と待合が 66%、火葬と待合と葬儀が 28%、火葬だけが 5.4%、待合機能を具備した火葬場が 94%であり、火葬だけが若干減少している。

周辺環境は、山林が 66%、墓地が 30%、農地が 25%、住居が 23%である。前回調査では、山林が 70%、墓地が 31%、農地が 27%、住居が 22%であり、若干ではあるが、住宅が増え、山林、墓地、農地が減っている。

火葬場の至近住居までの距離は、500m以上が 31%、100～200m未満が 17%、300～500m未満が 14%である。前回調査では、500m以上が 28%、100～200m未満が 18%、300～500m未満が 17%であり、住居から遠くにある傾向は強くなっている。

周辺住民からの苦情は、「あり」が 8.5%、「無し」が 90%であり、苦情内容は、ばい煙が 56%、霊柩車の走行が 25%、悪臭が 19%となっている。前回調査では、「あり」が 9.4%、「無し」が 89%であり、苦情内容は、ばい煙が 75%、悪臭が 42%であり、苦情ありが若干増え、苦情内容として霊柩車の走行が増えている。ばい煙、悪臭の苦情に対しては、設備面での再燃焼炉を含めた排ガス処理設備の強化が必要であり、運営面での柩への副葬品の混入防止対策の強化が望まれる。

⑹ 火葬場の建替え等

火葬場の建替えや部分改修については、「必要あり」が 58%、「必要なし」が 40%である。「必要あり」の内訳は、部分改修が 68%、建替えが 32%であった。前回調査では、「必要あり」が 48%、「必要なし」が 49%とほぼ同程度であり、「必要あり」の内訳で部分改修が 66%、建替えが 33%であり、「必要あり」が増えている。建替え又は部分改修の理由は、施設老朽化が 90%、故障が多く修理費がかさむが 19%であり、前回調査での施設老朽化が 99%とほぼ同じ状況と言える。

⑺ 火葬場の能力

火葬場の能力については、「不足している」が 15%、「不足していない」が 81%である。不足しているという理由は、施設の老朽化が 52%、死亡者の増加（火葬件数の増加）が 50%である。前回調査では、「不足している」が 13%、「不足していない」が 84%であり、「不足していない」が若干増えている。また、不足の理由は、施設の老朽化が 53%、死亡者増加が 50%であり、ほぼ同程度である。

不足への対応については、新施設の検討が 32%、稼働日を増やすが 23%、増設の検討が 14%である。前回調査では、新施設の検討が 41%、増設の検討が 20%であり、新施設や増設という整備より稼働日を増やすというソフト面での対応が増えていると言える。

⑻ 火葬場の設備内容

ア　主燃焼炉

使用燃料は、灯油が 80%、都市ガスが 15%、プロパンガスが 2.4%、重油が 0.5%である。前回調査では、灯油が 81%、都市ガスが 14%、重油が 1.8%であり、灯油、重油が減少し、都市ガスが増加している。なお、前回調査ではプロパンガスという回答は見られなかった。

火葬中のデレッキ操作は、「行っている」が 73%、「行っていない」が 20%となっている。行っている理由は、遺体の燃焼促進が 81%、副葬品の除去が 51%であ

る。前回調査では、デレッキ操作を「行っている」が 71%、「行っていない」が 26%であり、行っている理由が、遺体の燃焼促進が 81%、副葬品の除去が 58%であり、副葬品の除去が若干減っており、副葬品制限の対策の効果が見られる。

イ　再燃焼炉

再燃焼炉の有無については、「有り」が 96%、「無し」が 4.5%である。前回調査では、「有り」が 94%、「無し」が 4.0%であり、再燃焼炉付火葬炉が増加している。排ガスのダイオキシン類削減対策の強化が少しずつ現れていると言える。

ウ　排ガス処理装置

火葬炉と排ガス処理装置の関係は、「各炉が単独で火葬できる」が 50%、「各炉が単独に火葬できない」が 33%である。複数炉を設けた火葬場では、災害時等の対応を考慮して、「各炉が単独で火葬できる」システムが必要である。なお、前回調査では「各炉が単独で火葬できる」が 58%、「各炉が単独に火葬できない」が 27%であり、各炉の単独火葬可能が減っている。回答した施設の違いによると判断する。

排ガスの排気方式は、強制排気方式が 79%、自然排気方式が 11%である。前回調査では、強制排気方式が 80%、自然排気方式が 14%であり、自然排気方式の減少が見られる。

排ガスの冷却装置は、「有り」が 68%、「無し」が 25%である。前回調査では、「有り」が 64%、「無し」が 31%であり、冷却装置の普及が見られる。

冷却方式は、空気混合希釈方式が 81%、空冷式熱交換器方式が 20%である。前回調査では、空気混合希釈方式が 78%、空冷式熱交換器方式が 17%であり、空冷式熱交換器方式が若干増えている。

集じん装置は、「有り」が 69%、「無し」が 26%である。前回調査では、「有り」が 65%、「無し」が 31%であり、集じん装置の普及が見られる。

集じん装置の種類は、バグフィルタが 47%、バグフィルタ以外のフィルタが 24%、電気集じん器が 8.2%である。前回調査では、バグフィルタが 43%、電気集じん器が 12%であり、バグフィルタが増えて、電気集じん器が減っている。排ガスのダイオキシン類削減対策が強化されれば、電気集じん器やその他の集じん装置が減り、バグフィルタが増加することとなる。

エ　排ガス測定

排ガス測定の実施については、ダイオキシン類が 32%、ばいじん等が 23%である。一方、全く行っていないが 34%、施設完成時の引渡性能試験のみが 19%であり、ほとんど測定していない施設及び施設完成時の 1 回だけの施設が 53%となっている。前回調査では、ダイオキシン類が 27%、ばいじん等が 20%であり、全く行っていないが 43%、施設完成時の引渡性能試験のみが 16%であった。定期的に測定する施設が増えていると言える。

⑼ 残骨灰、集じん灰等の処理

ア　残骨灰と集じん灰の分別

分別しているが 46%、分別していないが 50%である。「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成 12 年 3 月）に示す「集じん灰については、残骨灰と分別し適正に処理すること」が遵守されない火葬場が多いことを示している。なお、前回調査では、分別しているが 41%、分別していないが 55%であり、分別している施設の増加が見られる。

イ　残骨灰の処理処分

専門業者に委託しているが 79%、自らで処理処分しているが 1.6%、その他が 16%となっている。専門業者への委託の場合、処理処分状況の確認は、書面で確認が 65%、工場や処分地まで確認しているが 22%である。なお、前回調査では、専門業者への委託 86%、自らで処理処分が 2.2%であり、専門業者への委託の場合の処理処分状況の確認は、工場・処分地までの確認が 73%、書面で確認が 31%であり、書面での確認が大きく増加し、工場・処分地までの確認を逆転している。

専門業者の選考方法は、随意契約が 45%、競争入札が 32%であり、委託費用は、有償（処理費用を支払っている）が 50%、無償（処理費用を支払っていない）が 50%である。なお、前回調査では、選考方法が、随意契約が 49%、競争入札が 21%であり、委託費用は、有償が 54%、無償が 46%である。

含有する有価物については、「委託費に含まれると考え返納させていない」が 44%、「含まれる有価物相当額がわからないので返納させられない」が 19%、「有価物相当額を返納させている」が 18%である。前回調査では、委託費に含むので返納させていないが 53%、有価物相当額がわからないので返納させられないが 21%、有価物相当額の返納が 4.9%である。

ウ　残骨灰、集じん灰の分析

自らの責任で「定期的にダイオキシン類を測定している」が 7.4%、同様に「定期的に六価クロムを測定している」が 5.3%であるが、「委託業者に分析させ報告を受けている」が 23%、「まったく行っていない」が 55%であり、有害物質を含む残骨灰、集じん灰の排出者責任が全く果たされていないと言える。前回調査でも、ダイオキシン類測定が 9.2%、六価クロム測定が 4.5%であり、委託業者の分析・報告が 27%、行っていないが 51%であり、今回と同様であった。

⑽ 大規模災害時の火葬炉の運転

ア　各種資材に関する協定

市町村が締結する各種資材に関する協定については、葬儀資材が 27%、火葬燃料が 23%、柩が 24%である。前回調査では、葬儀資材が 21%、火葬燃料が 22%、柩が 19%であり、あまり大きな変動は見られない。

イ　大規模災害時の人的協力体制

災害時の人的協力体制については、「火葬場 OB の応援」が 3.4%と低いが、「火葬炉メーカの支援」が 44%、同じ都道府県内の「他の火葬場からの支援」が 37%である。前回調査でも、火葬場 OB の応援が 7.4%と低くく、火葬炉メーカの支援が 47%、他の火葬場からの支援が 34%であり、同じような傾向である。

ウ　大規模災害時の火葬炉の運転

災害時対応指針（事業継続計画等）の策定については、「策定している」が 32%、「策定していない」が 57%である。災害時に備えた定期的な訓練の実施は、「実施している」が 33%、「実施していない」が 58%である。前回調査では、災害時対応指針の策定は策定しているが 31%、策定していないが 60%であり、同じような傾向である。

災害時に備えた定期的な訓練の実施は、「実施している」が 33%、「実施していない」が 58%である。前回調査では、訓練の実施が 30%、実施していないが 62%であり、これも同じような傾向である。

⑾　公害対策・労働安全対応

「排気筒が低い場合、排ガスの拡散効果が期待できない」といわれていることに対して、「排ガス処理装置があり、問題ない」が 36%、「基準がないので問題としていない」が 16%であり、「分からない」が 22%である。火葬場が大気汚染物質の排出源であるという認識の欠如を示すものである。なお、前回調査では「排ガス処理装置があり、問題ない」が 27%、「基準がないので問題としていない」が 9.0%、「分からない」が 43%であり、「分からない」という回答の減少に意識の改善が見られると思いたい。

「残骨灰の処理基準がないが、どのように対応しているか」については、「有害物質が含まれているので溶融処理など適正に処理すべき」が 20%であるが、「気にしていない」が 20%、「基準がないので問題にしていない」が 21%、「分からない」が 17%であり、厚生労働省課長通知（健衛発 0729 第 1 号、平成 22 年 7 月 29 日）における残骨灰に対して「当該灰に含まれる有害化学物質を定期的に測定し、有害物質が多く含まれる場合は、溶解処理や不溶化処理等の報告書に示されている対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理する必要があること。」の不徹底を示すものである。なお、前回調査でも、今回と同様に、「有害物質が含まれているので溶融処理など適正に処理すべき」が 19%で、「気にしていない」が 16%、「基準がないので問題にしていない」が 17%、「分からない」が 28%である。

火葬従事者の作業場所の環境測定は、「したことがある」が 14%、「したことがない」が 76%であり、「したことがある」場合の環境測定の項目は、粉じんが 63%、臭気が 31%、騒音が 43%、アスベストが 22%である。これまでも火葬従事者の作業環境の悪さを指摘しているが、一向に改善されないことを示すものとなっている。なお、前回調査でも、「したことがある」が 12%、「したことがない」が 63%、「したこ

とがある」場合の測定項目は、粉じんが 63%、臭気が 41%、騒音が 46%、アスベストが 25%である。

⑿　指定管理者制度について

指定管理者制度の導入状況は、「導入している」が 31%、「導入していない」が 63%である。導入してよかったと思われる点は、市民サービスの向上が 71%、トラブルの減少、トラブル対応の迅速化が 38%、経費節減が 51%である。導入後の問題は、「特になし」が 85%である。導入していない施設の今後の導入については、「導入を考えている」が 11%、「導入を考えていない」が 86%である。「導入を考えている」場合の導入により期待することは、「市民サービスの向上」が 68%、「経費削減」が 76%である。「導入を考えていない」場合の理由は、「市民サービス状況を把握できない」が 25%、「職員の専門性、火葬への理解度の向上が困難」が 16%、「運営上のトラブルが把握しにくい」が 21%である。

⒀　最近の諸問題への対応

ア　ペースメーカ装着遺体の火葬

ペースメーカ装着遺体への火葬については、「葬祭業者に届出をお願いしている」が 63%、「遺族に届出をお願いしている」が 37%であるが、「事前にペースメーカの取り外しをお願いしている」が 23%である。火葬作業に当たっては、「ペースメーカ装着の届出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでは、点検口を開かないようにしている」が 25%、「ペースメーカ装着の届出の有無にかかわらず、一定時間が経過するまでデレッキ操作をしないようにしている」が 12%である。前回調査では、葬祭業者の届出が 61%、遺族の届出が 36%であり、事前の取り外しが 32%であり、事前の取り外しが少し減っている。

ペースメーカ装着のデータベース化、ペースメーカの破壊力の低下等の取り組みを業界に引き続き要請する必要がある。

イ　感染症への対応

感染症への対応については、「葬儀業者との連携」が 60%、「保健所との連携」が 25%、「職員の教育」が 37%である。前回調査では、葬儀業者との連携が 66%、保健所との連携が 41%、職員の教育が 39%であり、保健所との連携がやや減り、葬儀業者との連携や職員の教育での対応がやや増えている。

ウ　副葬品の制限

副葬品の制限については、「行っている」が 82%、「行っていない」が 14%である。行っている場合の方法は、「葬儀業者への協力要請」が 81%、「チラシなどによる遺族への協力要請」が 64%、「柩内のチェック」が 10%である。前回調査では、制限を行っているが 85%、行っていないが 13%であり、制限の方法は、葬儀業者への協力要請が 85%、チラシなどによる遺族への協力要請が 60%、「柩内のチェック」が 12%であり、葬儀業者への協力要請が増えている。

エ　放射線治療器具の装着遺体の火葬

放射線治療器具の装着遺体の火葬については、「注意が必要であるなどと聞いたことがありますか」との問いに対して、「聞いたことがある」が 15%、「聞いたことがない」が 79%である。前回調査では、聞いたことがあるが 14%、聞いたことがないが 81%であり、若干ではあるが、聞いたことがあるが増えている。

⑭ 火葬場のイメージ向上のための方策

火葬場のイメージ向上のため、「アンケート、意見箱などの設置」が 35%、「ホームページでの利用方法の適切な開示」が 29%、「葬祭業者との定期的なミーティング、情報交換の実施」が 17%であるが、「実施していない」が 40%である。前回調査では、アンケート、意見箱が 31%、ホームページが 30%、葬祭業者とのミーティングが 19%であり、実施していないが 47%であり、実施していないが若干減っている。

火葬従事者の職場環境の改善、地位の向上を図ることを目的として取り組む活動や実践事例等は、「職場環境向上に向けての現地調査や業者への指導等」が 21%、「委託事業者から適切な賃金が支払われている等の実態調査」が 4.2%であるが、「実施していない」が 64%である。前回調査では、現地調査や業者への指導が 14%、適切な賃金の支払い等の実態調査が 4.5%であり、実施していないが 70%であり、実施していないが若干減ったが、ほぼ同じような傾向である。

⑮ 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会に関する事項

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会については、「知っているし、各種活動に参加している」が 14%であるが、「知っているが特に対応していない」、「全く知らない」が合わせて 79%である。

同協会が実施している職員表彰制度については、「よく知っており対象職員がいれば推薦したい」が 16%、「今まで知らなかったが詳細を知り対象職員を推薦したい」が 5.6%であるが、「全く知らない」62%である。

同協会が実施している研修会等について、厚生労働省後援「火葬場管理者研修会」では、「受けたことがある」が 8.7%、「受けてみたいと思っている」が 3.2%であり、「聞いたことがある」が 44%、「全く知らない」が 37%である。

資格認定証交付「火葬技術管理士通信教育（1 級、2 級）」では、「受けたことがある」が 8.5%、「受けてみたいと思っている」が 1.1%であり、「聞いたことがある」が 45%、「全く知らない」が 37%である。

表彰制度、研修会等については、広報活動の強化と魅力あるカリキュラムの作成が必要である。

第１章　調査結果

第１節　火葬場の概要

１　全国の火葬場数

全国の火葬場数は、表 1-1、図 1-1 に示すとおり、令和 7 年 9 月現在で 1,392 施設である。火葬炉・排気筒（煙突）・建物の 3 要素を有している火葬場は昭和 63 年度の 1,921 施設から令和 7 年度の 1,392 施設に 529 施設（昭和 63 年度に対して 27.5%）の減少である。

表１－１　全国の火葬場数

年度	昭和63 (1988) 年度	平成7 (1995) 年度	平成20 (2008) 年度	平成25 (2013) 年度	平成30 (2018) 年度	令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度
火葬場数	1,921	1,607	1,563	1,500	1,457	1,438	1,392

注１：火葬炉・排気筒（煙突）・建物の3要素を備えた施設であり、野焼き施設を含まない。
注２：日本環境斎苑協会作成の全国火葬場リストに基づく。

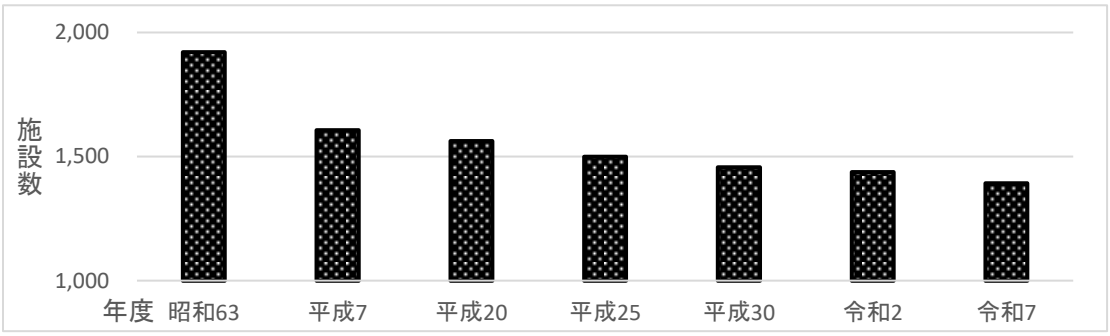


図１－１　全国の火葬場数の推移

２　地方別の火葬場数

地方別の火葬場数は、表 1-2、図 1-2 に示すとおり、中部地方が 264 施設で最も多く、次いで中四国地方の 242 施設と続き最も少ないのは関東地方の 160 施設である。

表１－２　地方別の火葬場数

地方別	北海道	東北地方	関東地方	中部地方	関西地方	中四国地方	九州沖縄地方
火葬場数	172	166	160	264	184	242	204
割合%	12.4	11.9	11.5	19.0	13.2	17.4	14.7

注１：三重県は中部地方とした。

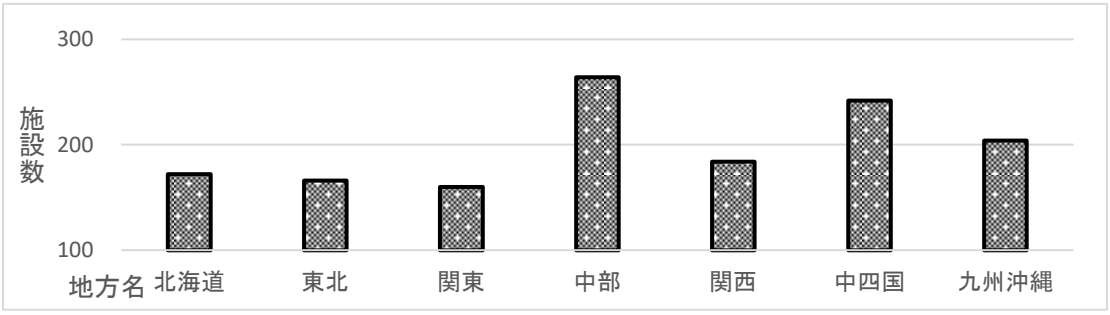


図１－２　地方別の火葬場数

3　火葬場の設置主体

火葬場の設置主体については、表 1-3、図 1-３～４に示すとおり、都・市町村が 792（74.2%、内訳は都 1、市 481、町 273、村 37)、一部事務組合が 231（21.6%)、宗教・財団法人が 4（0.4%)、民間企業が 10（0.9%)、自治会等が 30（2.8%）であり、都・市町村、一部事務組合を合計した公設分は 1,023（95.9%）である。

設置主体別の火葬場数は、都・市町村が 1,082（77.7%、内訳は都 1、市 732、町 310、村 39)、一部事務組合が 261(18.8%)、宗教･財団法人が 4(0.3%)、民間企業が 15(1.1%)、自治会等が 30(2.2%)であり、都･市町村、一部事務組合を合計した公設分は 1,343(96.5%)と、設置主体数、施設数ともに 95%以上を占めている。

表１－３　設置主体数、設置主体別の火葬場数

項目 / 設置主体		設置主体数	割合（%）	施設数	割合（%）
都・市町村		792	74.2	1,082	77.7
内訳	都	1	0.1	1	0.1
	市	481	45.1	732	52.6
	町	273	25.6	310	22.3
	村	37	3.5	39	2.8
一部事務組合		231	21.6	261	18.8
公設分小計		1,023	95.9	1,343	96.5
うちＰＦＩ		－	－	23	1.7
宗教・財団法人		4	0.4	4	0.3
民間企業		10	0.9	15	1.1
自治会等		30	2.8	30	2.2
合計		1,067	100.0	1,392	100.0

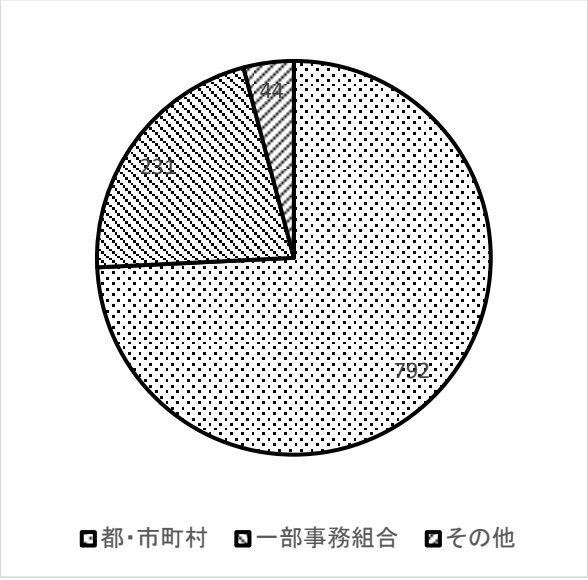


図１－３　火葬場の設置主体数

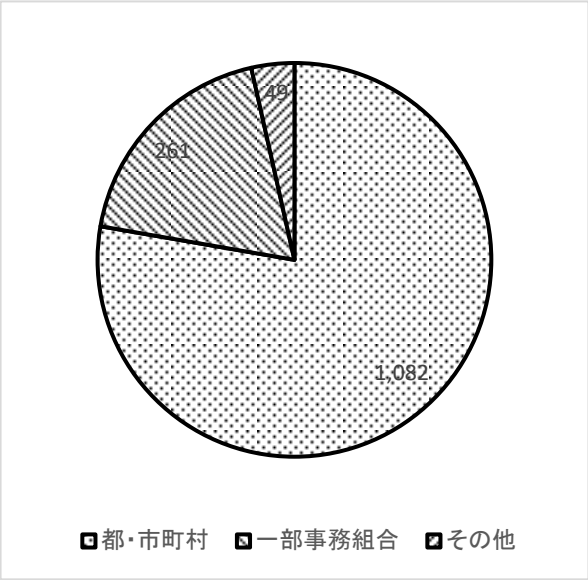


図１－４　設置主体別の火葬場数

4　火葬場の設備

火葬場の設備については、火葬炉（人体炉)、汚物炉、動物炉及び式場について調査した。

⑴　火葬炉（人体炉）設置基数

火葬場の火葬炉（人体炉）設置基数は、表 1-4、図 1-5 に示すとおり、1～2 基が 608 施設（43.7%)、3～5 基が 529 施設（38.0%)、6 基以上が 250 施設（18.0%）である。経年的に見ると、1～2 基の小規模施設の減少が著しく、3～5 基の中規模施設が昭和 63～平成 20 年度が増加傾向でそれ以降やや減少傾向にあり、6 基以上の大規模施設は増加傾向にある。基数合計としては、平成 20 年度以降であるが、令和 2 年度まで増加傾向にあり、令和 7 年度は若干減っている。

表１－４　火葬場の火葬炉（人体炉）設置基数

区分＼年度	昭和63年度		平成7年度		平成20年度		平成30年度		令和2年度		令和7年度	
	施設数	割合（%）	施設数	割合（%）	施設数	割合（%）	施設数	割合（%）	施設数	割合（%）	施設数	割合（%）
1基	786	40.9	409	25.5	326	20.9	258	17.7	236	16.4	214	15.4
2基	542	28.2	537	33.4	468	29.9	416	28.6	422	29.3	394	28.3
1～2基の小計	1,328	69.1	946	58.9	794	50.8	674	46.3	658	45.8	608	43.7
3基	235	12.2	277	17.2	296	18.9	285	19.6	280	19.5	274	19.7
4基	136	7.1	132	8.2	164	10.5	166	11.4	164	11.4	164	11.8
5基	84	4.4	86	5.4	94	6.0	93	6.4	92	6.4	91	6.5
3～5基の小計	455	23.7	495	30.8	554	35.4	544	37.3	536	37.3	529	38.0
6～10基	98	5.1	120	7.5	158	10.1	171	11.7	171	11.9	179	12.9
11基以上	40	2.1	44	2.7	52	3.3	63	4.3	68	4.7	71	5.1
6基以上の小計	138	7.2	164	10.2	210	13.4	234	16.1	239	16.6	250	18.0
不　　明	0	0.0	2	0.1	5	0.3	5	0.3	5	0.3	5	0.4
合　　計	1,921	100.0	1,607	100.0	1,563	100.0	1,457	100.0	1,438	100.0	1,392	100.0
基数合計	－		－		5,298基		5,340基		5,358基		5,328基	

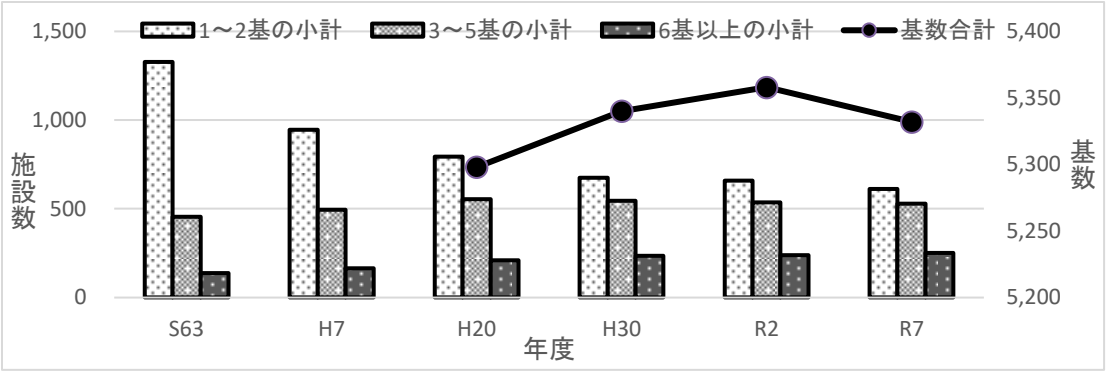


図１－５　火葬場の火葬炉（人体炉）設置基数の推移

⑵　火葬場の汚物炉、動物炉、式場の設置

火葬場の汚物炉、動物炉、式場の設置状況は、表 1-5、図 1-6 に示すとおり、令和 7 年度で、汚物炉が 386 施設（27.7%）、動物炉が 248 施設（17.8%）、式場が 318 施設（22.8%）である。経年的に見ると、汚物炉が減少傾向、動物炉が増加傾向、式場が微増傾向にある。

表１－５　火葬場の汚物炉、動物炉、式場の設置状況

区分＼年度		平成20年度	平成30年度	令和2年度	令和7年度
施設総数		1,563	1,457	1,438	1,392
汚物炉設置施設	施設数	507	429	427	386
	割合(%)	32.4	29.4	29.7	27.7
	最大基数	2	2	2	2
動物炉設置施設	施設数	197	231	233	248
	割合(%)	12.6	15.9	16.2	17.8
	最大基数	3	3	3	3
式　場併設施設	施設数	310	313	315	318
	割合(%)	19.8	21.5	21.9	22.8
	最大室数	10	10	10	15

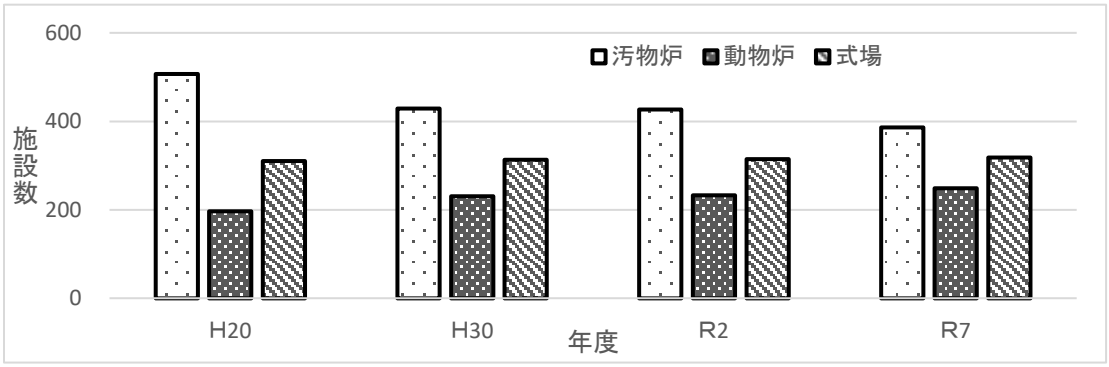


図１－６　火葬場の汚物炉、動物炉、式場の設置状況の推移

5　火葬場の経過年数（建設年代）

現在稼働している火葬場の竣工からの経過年数は、表 1-6、図 1-7 に示すとおり、31～40 年が 391 施設（28.1%）で最も多く、21～30 年が 305 施設（21.9%）、41～50 年が 274 施設（19.7%）、11～20 年が 160 施設（11.5%）、51 年以上が 125 施設（9.0%）、10 年以下が 112 施設（8.0%）であり、建築物の耐用年数 50 年を超える施設及び耐用年数が迫っている施設（ここでは 41 年以上とし、不明も含む。）が 424 施設（30.5%）となっている。

表１－６　火葬場の建設年代

建 設 年	不　明	昭和49年以前	昭和50～59年	昭和60～平成6年	平成7～16年	平成17～26年	平成27年以降	合　計
経過年数	－	51年以上	41～50年	31～40年	21～30年	11～20年	10年以下	－
施 設 数	25	125	274	391	305	160	112	1,392
割合（%）	1.8	9.0	19.7	28.1	21.9	11.5	8.0	100.0

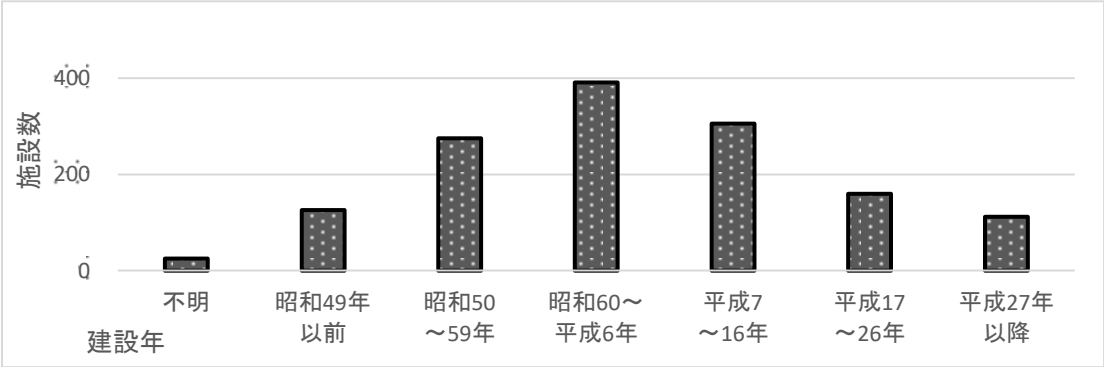


図１－７　火葬場の建設年代

第２章　アンケート調査結果

第１節　アンケート回収状況

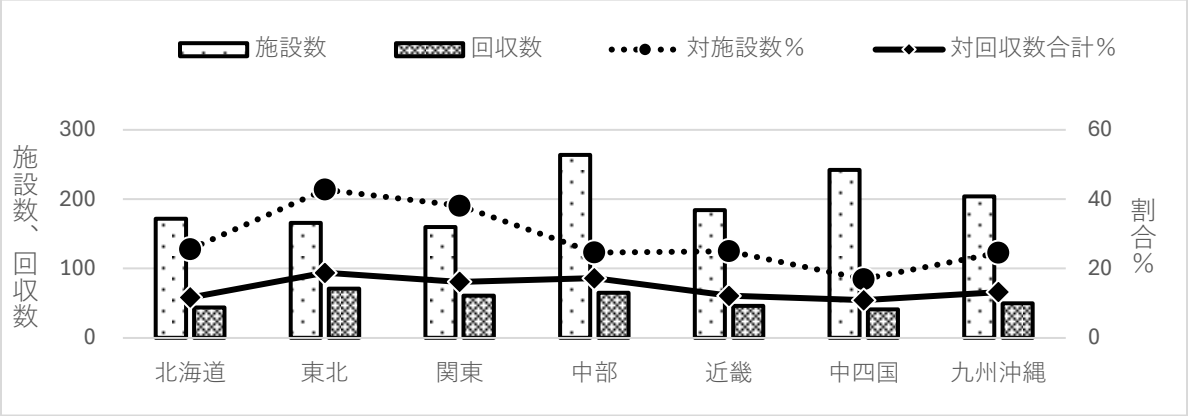
アンケートの回収状況は、表 2-1、図 2-1 に示すとおり、対象施設数 1,392 に対して回収数 378、回収率 27.2%である。地方別にみると、対施設数では東北が 42.8%、関東が 38.1%で多く、対回収数合計では東北が 18.8%、中部が 17.2%と多い。

表２－１　アンケートの回収状況

区分／項目		北海道	東北	関東	中部	近畿	中四国	九州沖縄	合計
施設数		172	166	160	264	184	242	204	1,392
アンケート回収状況	回収数	44	71	61	65	46	41	50	378
	対施設数%	25.6	42.8	38.1	24.6	25.0	16.9	24.5	27.2
	対回収数合計%	11.6	18.8	16.1	17.2	12.2	10.8	13.2	100.0

注：施設数は、日本環境斎苑協会の施設リストによる。

図２－１　アンケートの回収状況



第２節　行政区域内の埋火葬

【設問 4】都道府県で広域火葬計画の策定を行っていますか。

都道府県における広域火葬計画の策定状況の質問に、自らの自治体での策定と勘違いがあったものと判断する。実際には、全都道府県で策定済である。

表２－２－１　都道府県での広域火葬計画

区分／項目	策定している	策定していない	記載なし	合計
回答数	243	113	22	378
割合%	64.3	29.9	5.8	100.0

【設問 5】災害時を想定して各種資材の協定はどのようにしていますか。(複数回答可)

葬儀資材、火葬燃料、柩ともに 20%台の協定締結である。

表２－２－２　各種資材の協定

区分／項目	葬儀資材	火葬燃料	柩	その他
回答数	102	86	89	57
対回収数合計%	27.0	22.8	23.5	15.1

【設問 6】災害時の人的協力体制についてお答えください。

災害時の人的応援体制は、火葬炉メーカの支援がやや進んでおり、次いで他火葬場の支援体制であり、火葬場 OB の応援体制はあまり進んでいない。

表２－２－３　災害時の人的協力体制

項目	区分	あり	なし	記載なし	合計
火葬場OBの応援体制	回答数	13	347	18	378
	割合%	3.4	91.8	4.8	100.0
火葬炉メーカの支援体制	回答数	168	192	18	378
	割合%	44.4	50.8	4.8	100.0
他火葬場の支援体制	回答数	140	211	27	378
	割合%	37.0	55.8	7.1	100.0

第３節　火葬場の概要、経緯、構成、機能

【設問 8】経営（設置、管理、運営）主体はどれですか。

今回のアンケートの回収は、市町村が約 75%、次いで一部事務組合等で、民間企業は 1 企業 6 施設である。

表２－３－１　火葬場の経営主体

区分／項目	市町村	一部事務組合等	企業	合計
回答数	282	90	6	378
割合%	74.6	23.8	1.6	100.0

【設問 11】火葬炉基数

火葬炉の設置基数は、平均で 4.8 基、最大で 30 基、最小で 1 基であり、火葬炉基数は、全体的に平均的な分布である。

表２－３－２　火葬炉基数

項目／区分	設置基数	
	人体炉	うち大型炉
データ数	378	139
平均	4.8	3.7
最大	30	16
最小	1	1

表２－３－３　火葬炉基数の分布

区分／項目	人体炉				うち大型炉	
	対象施設数	割合%	回収施設数	割合%	回収施設数	割合%
1基	214	15.4	39	10.3	40	28.8
2基	394	28.3	91	24.1	32	23.0
3基	274	19.7	63	16.7	14	10.1
4基	164	11.8	55	14.6	17	12.2
5基	91	6.5	26	6.9	7	5.0
6～10基	179	12.9	72	19.0	24	17.3
11基以上	71	5.1	32	8.5	5	3.6
不明	5	0.4	－	－	－	－
合計	1,392	100.0	378	100.0	139	100.0

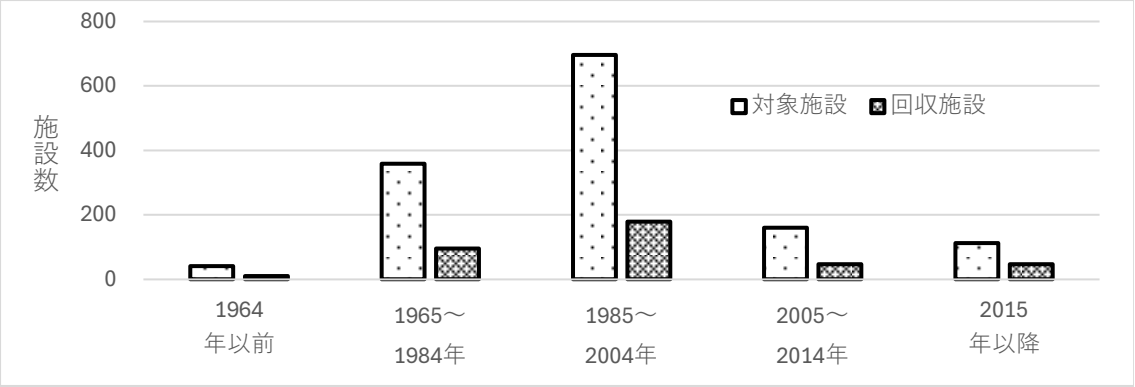
【設問 12】現在の火葬場の建物の竣工年月

建物の竣工年は、全国の対象施設とほぼ同じ傾向で、1985～2004 年（22～41 年経過）が 47.4%と最も多く、次いで 1965～1984 年（42～61 年経過）である。

表２－３－４　火葬場の竣工年

区分／項目		建物竣工年					合計
		1964年以前	1965～1984年	1985～2004年	2005～2014年	2015年以降	
対象施設	施設数	41	358	696	160	112	1,367
	割合%	3.0	26.2	50.9	11.7	8.2	100.0
回収施設	回答数	10	95	179	47	47	378
	割合%	2.6	25.1	47.4	12.4	12.4	100.0

図２－３－１　火葬場の竣工年



【設問 13】現在の火葬場の建設は建替えでしたか、新設でしたか。

建替えと新設が 48%台でほぼ同程度である。

表２－３－５　現在の火葬場の建設

項目／区分	現在の火葬場の建設			合計
	建替え	統廃合	新設	
回答数	182	13	183	378
割合%	48.1	3.4	48.4	100.0

【設問 14】建替え・既存施設と近隣施設との統廃合建替えの場合の建設場所についてお答えください。

建替え・既存施設と近隣施設との統廃合建替えの場合の建設場所は、既存敷地内が最も多く、次いで近接地である。

表２－３－６　建替えの場合の建設場所

項目／区分	建替えの場合の建設場所					合計
	既存敷地	隣接地	近接地	移転	その他	
回答数	107	13	40	3	1	164
割合%	65.2	7.9	24.4	1.8	0.6	100.0

【設問 15】建替え、既存施設解体後の跡地利用についてお答えください。

建替え、既存施設解体後の跡地利用は、駐車場が最も多く、次いで緑地公園と公共施設である。

表２－３－７　建替え、既存施設解体後の跡地利用

項目／区分	建替え、既存施設解体後の跡地利用							合計
	駐車場	緑地公園	公共施設	存置	更地	売却	その他	
回答数	74	17	17	10	13	5	46	182
割合%	40.7	9.3	9.3	5.5	7.1	2.7	25.3	100.0

【設問 16】現在の建物は、設問 12 の竣工以降に増築・改築しましたか。

竣工時から現在までに増築・改築したのは 21%である。

表２－３－８　竣工以降の建物の増築・改築

項目／区分	増築・改築した	増築・改築していない	合計
回答数	79	299	378
割合%	20.9	79.1	100.0

【設問 18】現在の火葬炉は、設問 12 の竣工以降に増設、更新しましたか。

竣工時から現在までに火葬炉を増設・更新したのは 26%である。

表２－３－９　竣工以降の火葬炉の増設・更新

項目／区分	増設・更新した	増設・更新していない	回答なし	合計
回答数	98	274	6	378
割合%	25.9	72.5	1.6	100.0

【設問 21】都市計画決定はしましたか。

都市計画決定をした施設としていない施設が 40%台でほぼ同程度である。

表２－３－１０　都市計画決定

項目／区分	決定した	決定していない	回答なし	合計
回答数	175	160	43	378
割合%	46.3	42.3	11.4	100.0

【設問 22】敷地面積、建築面積等

敷地面積は平均 33,500 ㎡、火葬炉 1 基当り 4,000 ㎡であり、建築面積は平均 12,000 ㎡、火葬炉 1 基当り 2,000 ㎡であり、延床面積は平均 9,000 ㎡、火葬炉 1 基当り 1,500 ㎡である。

表２－３－１１　敷地面積、建築面積等

項目／区分	敷地面積		建築面積		地上地下の階数		延床面積	
	面積m^2	1基当り	面積m^2	1基当り	地上	地下	面積m^2	1基当り
データ数	350	350	325	325	337	20	339	339
平均	33,548	3,946	12,124	1,979	1.7	1.1	8,930	1,506
最大	4,286,864	198,003	2,072,005	345,334	4	2	941,563	226,023
最小	31	31	36	32	1	1	45	32

項目／区分	駐車場面積		駐車場台数		庭園等面積m^2	緩衝緑地面積m^2
	面積m^2	1基当り	大型車	乗用車		
データ数	153	153	197	283	88	42
平均	1,586	391	5	57	2,566	5,250
最大	10,000	2,381	50	386	21,750	53,019
最小	4	2	1	4	20	20

表２－３－１２　敷地面積の分布

項目／区分	1,000 m^2以下	1,001～5,000m^2	5,001～10,000m^2	10,001～20,000m^2	20,001～30,000m^2	30,001 m^2以上	合計
回答数	14	118	89	76	23	30	350
割合%	4.0	33.7	25.4	21.7	6.6	8.6	100.0

表２－３－１３　火葬炉１基当りの敷地面積の分布

項目／区分	1,000 m^2以下	1,001～2,000m^2	2,001～3,000m^2	3,001～4,000m^2	4,001～5,000m^2	5,001 m^2以上	合計
回答数	88	121	56	39	15	31	350
割合%	25.1	34.6	16.0	11.1	4.3	8.9	100.0

表２－３－１４　建築面積の分布

項目／区分	500 m^2以下	501～1,000m^2	1,001～1,500m^2	1,501～2,000m^2	2,001～2,500m^2	2,501 m^2以上	合計
回答数	85	64	55	33	29	59	325
割合%	26.2	19.7	16.9	10.2	8.9	18.2	100.0

表２－３－１５　火葬炉１基当りの建築面積の分布

項目／区分	200 m^2以下	201～400m^2	401～600m^2	601～800m^2	801～1,000m^2	1,001 m^2以上	合計
回答数	111	147	52	7	2	6	325
割合%	34.2	45.2	16.0	2.2	0.6	1.8	100.0

表２－３－１６　建物の階数（地上）の分布

項目／区分	地上階数				合計
	1階	2階	3階	4階	
回答数	125	202	9	1	337
割合%	37.1	59.9	2.7	0.3	100.0

表２－３－１７　建物の階数（地下）の分布

項目／区分	地下階数		合計
	1階	2階	
回答数	18	2	20
割合%	90.0	10.0	100.0

表２－３－１８　延床面積の分布

項目／区分	500 m^2以下	501～1,000m^2	1,001～1,500m^2	1,501～2,000m^2	2,001～2,500m^2	2,501 m^2以上	合計
回答数	88	68	45	32	27	79	339
割合%	26.0	20.1	13.3	9.4	8.0	23.3	100.0

表２－３－１９　火葬炉１基当りの延床面積の分布

項目／区分	200 m^2以下	201～400m^2	401～600m^2	601～800m^2	801～1,000m^2	1,001 m^2以上	合計
回答数	111	140	62	10	5	11	339
割合%	32.7	41.3	18.3	2.9	1.5	3.2	100.0

表２－３－２０　駐車場面積の分布

項目／区分	500 m^2以下	501～1,000m^2	1,001～1,500m^2	1,501～2,000m^2	2,001～2,500m^2	2,501 m^2以上	合計
回答数	48	22	25	17	11	30	153
割合%	31.4	14.4	16.3	11.1	7.2	19.6	100.0

表２－３－２１　火葬炉１基当りの駐車場面積の分布

項目／区分	200 m^2以下	201～400m^2	401～600m^2	601～800m^2	801～1,000m^2	1,001 m^2以上	合計
回答数	36	25	22	22	6	42	153
割合%	10.6	7.4	6.5	6.5	1.8	12.4	45.1

【設問 23】建物の構造は次のどれですか。(複数回答可)

鉄筋コンクリート造が 68%と最も多く、次いで鉄筋鉄骨コンクリート造の 7%である。

表２－３－２２　建物の構造

項目／区分	鉄筋コンクリート造	鉄骨コンクリート造	鉄筋鉄骨コンクリート造	鉄骨造	簡易耐火構造	木造	その他	合計
回答数	301	11	33	58	3	26	14	446
割合%	67.5	2.5	7.4	13.0	0.7	5.8	3.1	100.0

【設問 24】建物内の施設は次のどれに該当しますか。

火葬と待合が 71%と最も多く、次いで火葬と待合と葬儀の 25%である。